

《参考資料》

総合体育館東側市有地における野洲市民病院整備の推進に係る

検証・検討課題シート

《内容・目次》

支持地盤と液状化対策-----	1
架空送電線路から発生する磁界と電線塔設備の構造安全性等-----	9
駐車場確保対策について-----	29
国スポ・障スポ大会及び総合体育館等施設運営に係る対策-----	35
概算事業費、収支見込-----	45
総合計画・都市計画マスタープラン・立地適正化計画等関連計画との整合性について-----	51
駅前病院事業債の償還等について-----	59

令和4年11月

健康福祉部地域医療政策課

検証・検討テーマ 「支持地盤と液状化対策」

1 検証・検討の目的

新病院整備の計画地である総合体育館東側市有地(以下「計画地」)が、一般的な工法で病院棟を建設できる地盤を有する土地であることの確度を検証する。

また、野洲市防災マップでは可能性が『大』とされていることから、液状化対策の方策について示す。

2 検証・検討の結果

(1) 支持地盤の検証

- ① 過去のどのボーリングデータにおいても、深度 10m から強固な砂れき層が出現しており、厚も 5m ほどあることから、建物の支持層になり得る。
- ② 上記の 10m～15m 付近が支持層とならない場合であっても、20m 以深にも強固な砂れき層があり、建物の支持層になり得る。
- ③ いずれのボーリングポイントも同様又は類似した結果であることから、支持層を含め地盤は水平堆積しているものと考えられ、場所によって支持の深さが大きく変わらない比較的安定した地層であると想定できる。
- ④ 液状化に関しては、地質調査時に液状化試験・判定を行い、液状化の恐れがある場合は、必要な対策を講じることになる。

(2) 液状化対策

- ① 地質調査時に液状化試験を行い、結果に応じた液状化対策を実施する。
- ② 液状化対策を行う範囲は、病院棟部分の敷地のうち、建物に向かう車両等の動線部分及び配管理設の部分とし、本計画時点で 1800 m²、改良深度については 10m と試算する。
- ③ 工法については「薬液注入工法」を想定し 5 万円/m² と試算。
- ④ 病院棟の建築の部分については、支持杭と一体化してスラブを形成することから対策は不要。

3 検証・検討の方法・過程

(1) 支持地盤関係

- ① 総合体育館・温水プール(S62)、なかよし交流館(H17)の整備時の地質柱状図に掲げる合計 7ヶ所のボーリング結果を一級建築士事務所に相談の上解析し、上記 2(1)①～④に掲げた所見を市で作成。
- ② 本所見を建築設計・構造計画を専門とされる学識者に確認いただいたところ、「記載の(市の)所見で問題ないと思料する」との見解を得た。
- ③ このことについて、令和 4 年 6 月 15 日に市議会、報道各社、医師会、滋賀県等関係機関にリリースした。

(2) 液状化対策関係

- ① 今回の基本計画策定業務において、同支援業務を受託する一級建築士事務所において検討・試算を行った。

関係資料

No.1:「野洲市民病院の新たな整備場所(温水プール跡地)が建築可能な地盤であることのエビデンスについて」(令和 4 年 6 月 15 日、野洲市資料提供)

野洲市資料提供



提供年月日	令和4年6月15日
担当部課	健康福祉部地域医療政策課
担当者	駒井 上权
連絡先電話番号	077-587-8814

野洲市民病院の新たな整備場所（温水プール跡地）が建築可能な地盤であることのエビデンスについて

去る5月18日（水）に開催された野洲市民病院整備事業特別委員会において、市民病院の新たな整備場所として提案した「温水プール跡地」（野洲市富波甲1294番地他）の地盤に係る下記の所見について、学識者にご確認をいただきました。同場所に市民病院が建築可能であることのエビデンスの一として、関係者に情報提供いたします。

記

1. 学識者による確認の結果

(1) 学識者：本市民病院整備運営評価委員会委員 ご専門：建築設計・構造計画

(2) ご確認コメント

「記載（*下記2）の所見で問題ないと思料する。資料をさらに補強すべく、支持力の構造計算を添付すれば如何か。階数とスパンを仮定すれば、凡そその杭軸力が分かるので、それで支持力の計算をすればよいかと思料する。」

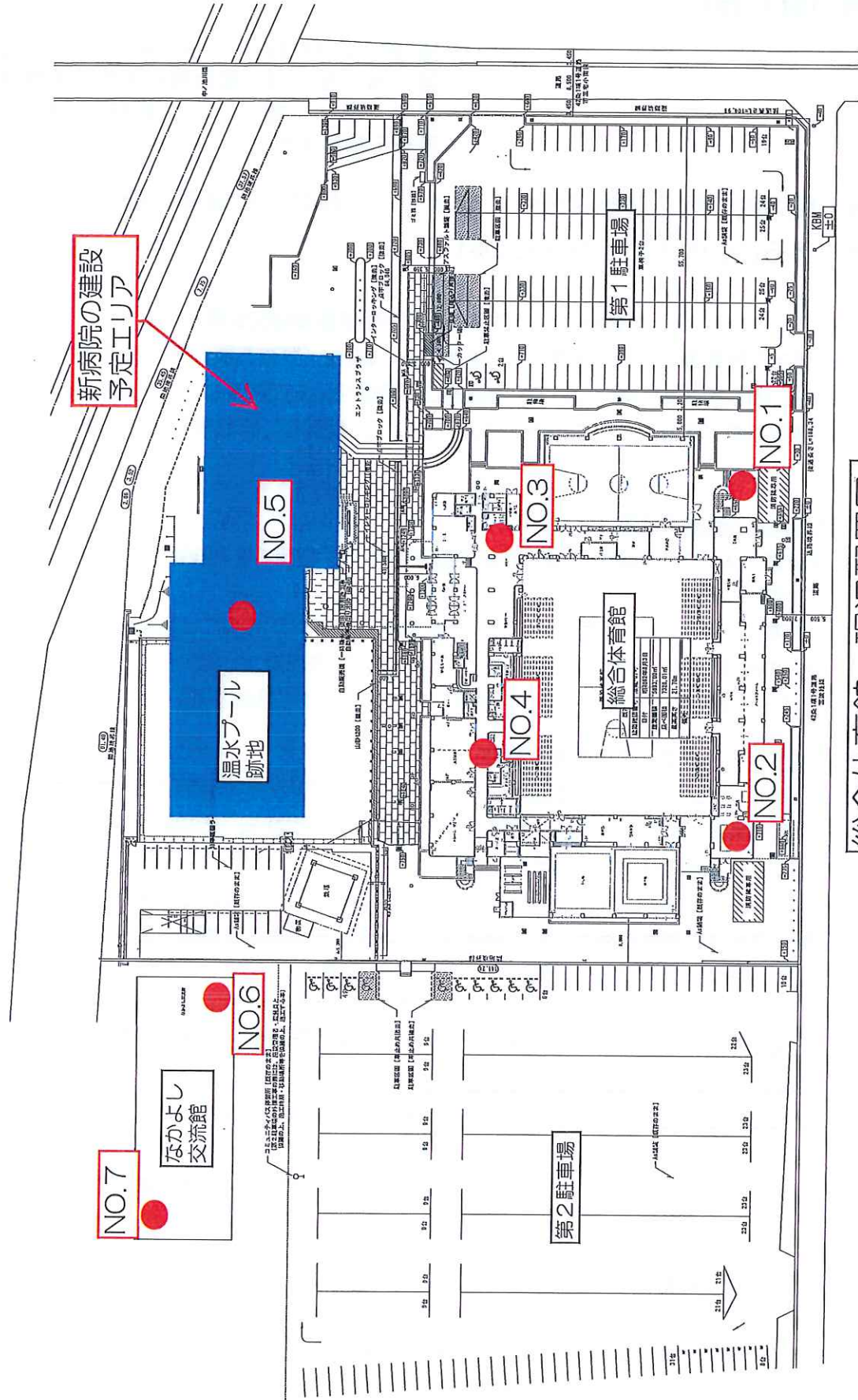
2. 市の所見（作成者：地域医療政策課）

- ① 既存ボーリングデータを確認から、どのボーリングデータも深度10mから強固な砂礫層が出現しており、層厚も5mほどあることから、その層が支持層になり得る（建物を支えられる。）と考える。
- ② 建物の設計が進み、構造計算を進める際に、10m～15m付近の砂礫層が支持層とならない場合であっても、深度20m以深にも強固な砂礫層があり、その層が支持層になり得る（建物を支えられる。）と考える。
- ③ いずれのボーリングデータも同様な層構成となっており、支持層を含め、地盤は水平堆積しているものと考えられるため、場所によって支持層の深さが大きく変わらない、比較的安定した地層であると想定できる。
- ④ 上部のシルト層については、軟弱層ではあるが、支持杭の構造計算を法に則して行えば、何ら問題はない。
- ⑤ 液状化リスクに対しては、地質調査時に液状化試験を行い、必要に応じて対策を行うことになる。

3. 学識者への提示資料

- ① 上記2. 市の所見
- ② 総合体育館新築工事地質調査（S62.4）「地質柱状図」（別添）
- ③ 障がい者スポーツ施設新築工事土質調査（H17.12）「ボーリング柱状図」（別添）

以上



新病院の建設
予定エリア

NO.7

なかよし
交流館

NO.6

この敷地内に設置する予定の施設は、環境上、周辺住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、設置を中止する。設置を中止する施設は、環境上、周辺住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、設置を中止する。

第2駐車場

NO.4

NO.3

NO.5

温水プール
跡地

第1駐車場

NO.2

NO.1

総合体育館

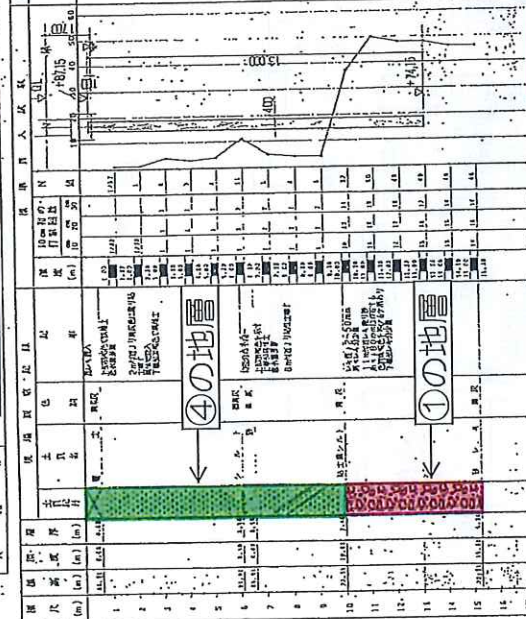
総合体育館 現況配置図

図名	総合体育館 現況配置図	縮尺	1:1000	枚数	15	頁数	15
作成者	総務部 建築設計課	承認者		作成日		承認日	
備考	総合体育館改修工事（建築主体工事）						

地質柱状図

NO.1

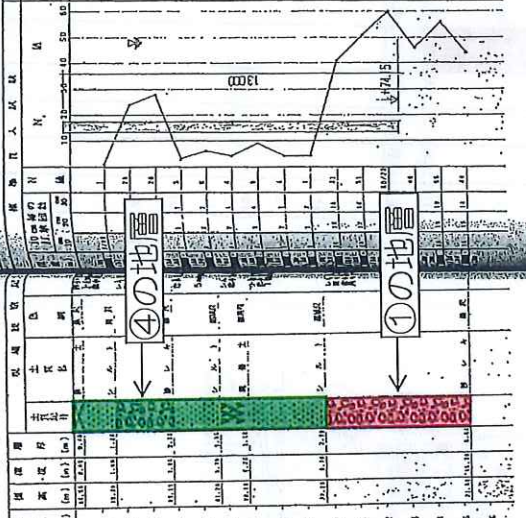
ボーリング番号	北内水産 北-7-55
調査場所	岩手県北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図
調査場所	北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図



地質柱状図

NO.2

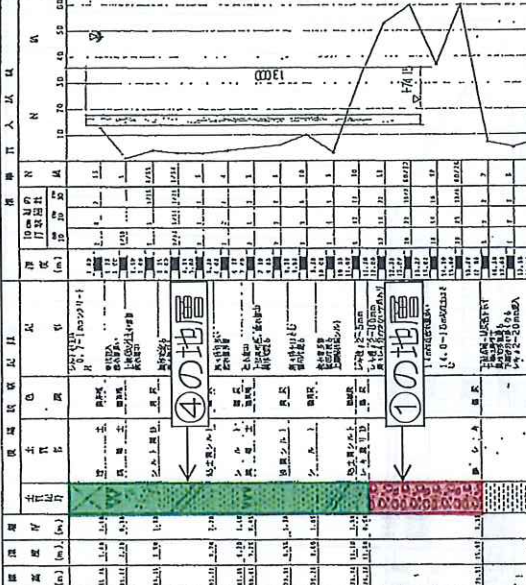
ボーリング番号	北内水産 北-7-55
調査場所	岩手県北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図
調査場所	北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図



地質柱状図

NO.3

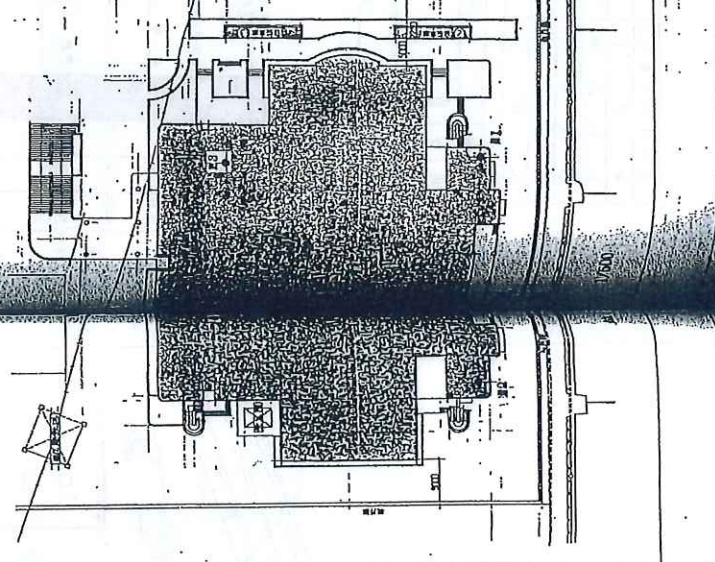
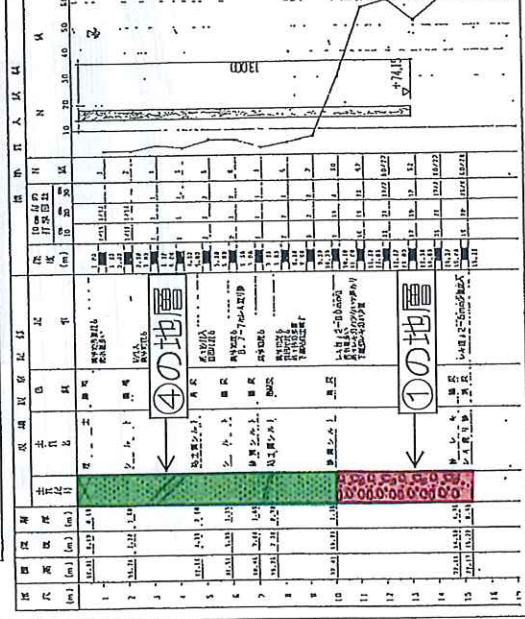
ボーリング番号	北内水産 北-7-55
調査場所	岩手県北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図
調査場所	北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図



地質柱状図

NO.4

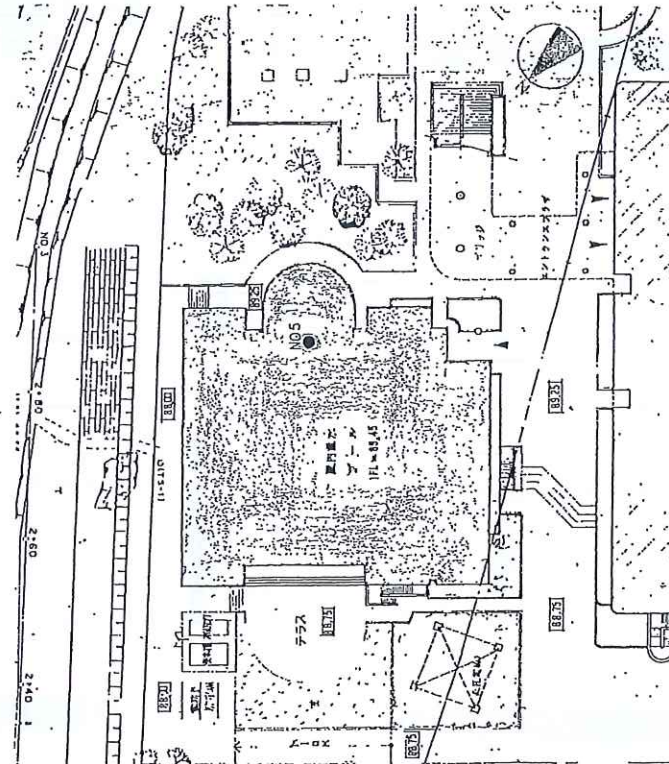
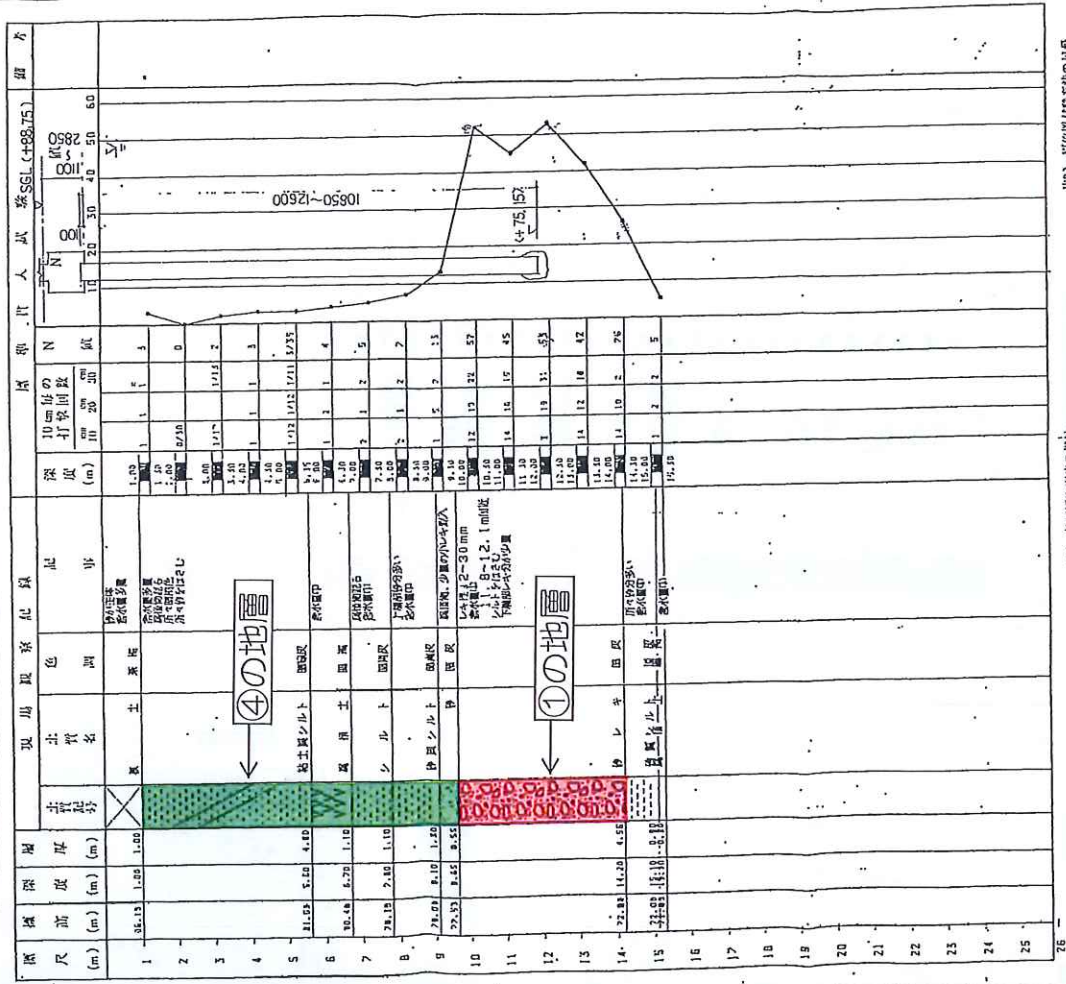
ボーリング番号	北内水産 北-1-100
調査場所	岩手県北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図
調査場所	北上市
調査期間	昭和42年4月1日~昭和42年4月2日
調査者	加野重夫
調査機関	北上市
調査目的	地質調査
調査深度	15.10 m
調査結果	地質柱状図



地質柱状図

NO.5

ボーリング番号	No.5		孔内水位	0.0-0.50 m
調査名	野洲町江崎会館前部(仮称)算定工事地質調査			
調査場所	野洲町野洲			
調査期	昭和62年4月8日~取付02号	4月8日	調査深度	15.50 m
調査員	高橋 啓	DHI-09-961m	川出 啓	
実施者	水ベレーター			



位置図 1/500

図1) 資料提供元の住所
 T: テレホンセンター
 P: 貸付出入口
 D: デニオンセンター

ボーリング柱状図

調査名 平成17年度 17-27号 徳島の航空宇宙・ロボット施設新築工事土質調査業務委託

ボーリング№ NO.6

ボーリング名 N.0.1 調査位置 徳島県徳島市高砂甲地先35 北緯 35° 5' 9.7" 東経 136° 1' 54.4"

発注機関 新潟市生涯学習課 調査期間 平成17年 12月 7日 ~ 18年 3月 24日 凍結 凍結 凍結

調査業者名 株式会社 〇〇〇〇 調査者 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

ボーリング名 N.0.2 調査位置 新潟県新潟市東区 北緯 35° 5' 10.9" 東経 136° 1' 53.2"

発注機関 新潟市生涯学習課 調査期間 平成17年 12月 7日 ~ 18年 3月 24日 凍結 凍結 凍結

調査業者名 株式会社 〇〇〇〇 調査者 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

ボーリング名 N.0.7 調査位置 新潟県新潟市東区 北緯 35° 5' 10.9" 東経 136° 1' 53.2"

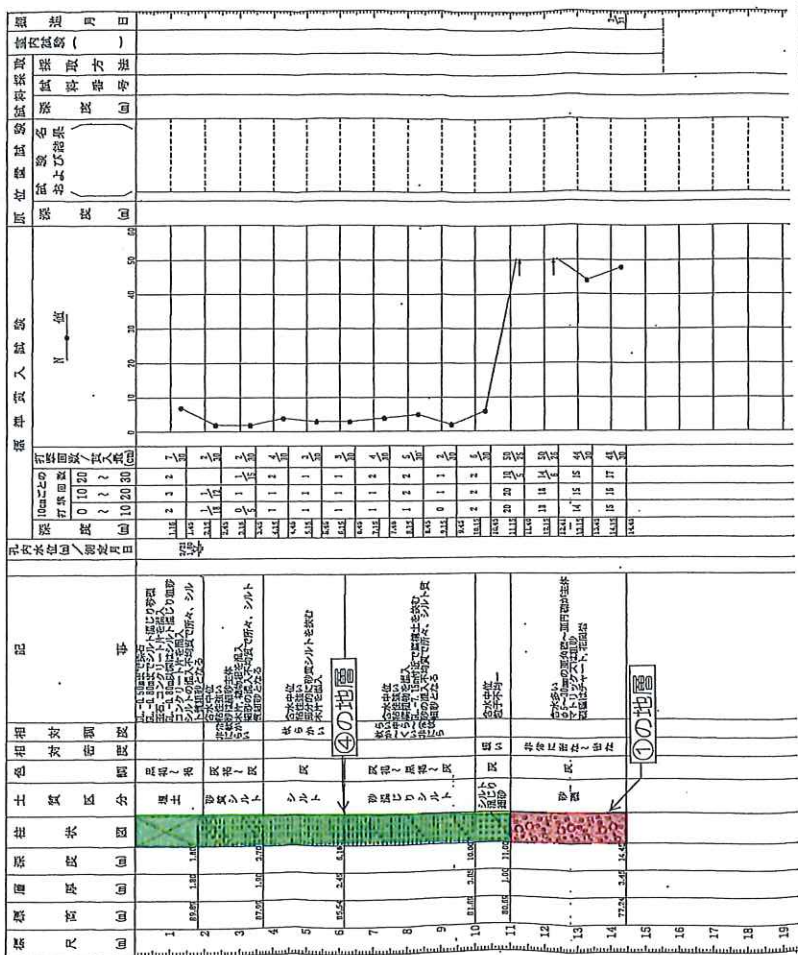
発注機関 新潟市生涯学習課 調査期間 平成17年 12月 7日 ~ 18年 3月 24日 凍結 凍結 凍結

調査業者名 株式会社 〇〇〇〇 調査者 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

ボーリング名 N.0.8 調査位置 新潟県新潟市東区 北緯 35° 5' 10.9" 東経 136° 1' 53.2"

発注機関 新潟市生涯学習課 調査期間 平成17年 12月 7日 ~ 18年 3月 24日 凍結 凍結 凍結

調査業者名 株式会社 〇〇〇〇 調査者 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇



検証・検討テーマ 「架空送電線路から発生する磁界と電線塔設備の構造安全性等」

1 検証・検討の目的

新病院整備予定地である総合体育館東側市有地(以下「計画地」)には、関西電力「近江川西支線」が一部架空している。当該送電線路から発生する磁界の強さに係る計算結果を得るとともに実測を行い、それら結果を国際的なガイドラインと比較し検証する。

また、敷地内に立地する電線塔設備(鉄塔)の災害発生時等における倒壊リスクについて確認する。

2 検証・検討の結果

(1) 架空送電線路から発生する磁界の検証

- ① 病院が建設可能なエリアで最も送電線に近接する測点で病院棟の 5 階部分に相当する高さ(基準高から 20m)における磁界の強さは、現状の電線容量における計算上の最大値で 5.4 マイクロテスラであった。これは WHO が推奨する「国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)」のガイドラインで人への影響があるとされている曝露制限値・200 マイクロテスラ(「制限値」という)の 37 分の 1 であった。
- ② 磁界情報センター(JEIC 経産省外郭団体)から借り受けた調査機器により、病院事業管理者と病院長が現場で実測した結果、電線に最も近い体育館屋上の測定結果で 0.60 マイクロテスラで、制限値の 333 分の 1 であった。

(2) 電線塔設備による建築制限範囲・高さ、構造安全性、及び送電線路による視界への影響

- ① 建築制限範囲・高さ
最下垂する敷地南端付近では、線路より片側 16.490m 以上離隔・高さ 11.092m まで可。
電線塔付近の敷地北側では、同片側 6.755m 以上離隔・高さ 27.353m まで可。
- ② 電線塔設備の安全性
「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通産省令第 52 号)」に基づき地盤調査の結果に基づき基礎の構造を適切に設計して設置されているものであることを確認。
- ③ 送電線路による視界影響
電線路は、敷地の南側では病院施設の 5 階部分まで下垂するが、最も近接するところで約 11m 程度離隔することから、圧迫感等視界への影響は大きくないと考える。

3 検証・検討の方法・過程

(1) 架空送電線路から発生する磁界の検証関係

- ① 計算上の最大値の確認関係
 - i. 関西電力送配電株式会社大津電力所に計算を依頼。令和 4 年 8 月 26 日同所より回答。各測定点の高さ 15m での計算結果を得る(最大 5.1 マイクロテスラ)。
 - ii. i のことについて、9 月 6 日に市議会、報道各社外関係機関にリリース。
 - iii. 測定点別に最大となる高さでの計算結果を得る(全測定点中、第5測定点の高さ 30m 付近 34.4 マイクロテスラが最高値)。
 - iv. iii で最高値となった第5測定点における建物5階付近・高さ 20m における計算結果を得る(最大 5.4 マイクロテスラ。上記2(1)①)。
- ② 現場での実測関係
 - i. 9 月 27 日に「JEIC 磁界情報センター」(経産省の外郭団体)から認証器(「Magnetic Field Meter」)を借受ける。
 - ii. 10 月 14 日、前川病院事業管理者と福山病院長が、総合体育館東端の工事用足場の上で実測

し、0.60マイクロテスラの結果を得る(上記2(1)②)。

(2) 電線塔設備による建築制限範囲・高さ、構造安全性関係、及び送電線路による視界への影響

① 建築制限範囲・高さ関係

i. 6月14日関西電力送配電株式会社大津電力所より回答。上記2(1)①の結果を得る。

ii. iのことについて、6月16日に市議会、報道各社外関係機関にリリース。

② 電線塔設備の安全性

10月19日関西電力送配電株式会社大津電力所より技術者が来庁。上記2(1)②の事実を教授される。

③ 送電線路による視界影響

上記① i. の6月14日関西電力送配電株式会社大津電力所よりの回答(図面)を基に試算

関係資料

No.1:「野洲市民病院の新たな整備場所(温水プール跡地)における架空送電線路から発生する磁界について」(令和4年9月6日、野洲市資料提供)

No.2:「磁界の計算結果について」(2022年10月14日)及び測量平面図

No.3:「磁界の計算結果について」(2022年10月24日)

No.4:「○磁界影響の現場実測レポート」(令和4年10月14日)

No.5:「野洲市民病院の新たな整備場所(温水プール跡地)における送電線が病院整備を制限する範囲について」(令和4年6月16日、野洲市資料提供)

No.6:「●電線塔設備の安全性に関する諸規定」

No.7:「送電線路と病院建物との離隔距離」



提供年月日	令和4年9月6日
担当部課	健康福祉部地域医療政策課
担当者	駒井 上枚
連絡先電話番号	077-587-8814

野洲市民病院の新たな整備場所（温水プール跡地）における架空送電線路から発生する磁界について

市民病院の新たな整備場所として提案した「温水プール跡地」（野洲市富波甲 1294 番地他）における架空送電線路から発生する磁界について、下記のとおり関西電力送配電株式会社滋賀支社電力本部大津電力所より回答ありました。同場所に市民病院が建築可能であることのエビデンスの一として、関係者に情報提供いたします。

記

1. 総評

送電線により建築が制限される範囲の境界付近における磁界の値は下記のとおりであり、WHOが認めている人体への影響を防ぐための国際的なガイドラインである『ICNIRP（国際非電離放射線防護委員会）ガイドライン』及び、経済産業省の『電気設備に関する技術基準を定める省令』で規制する値（ $200\mu\text{T}$ ）を下回る。

2. 関西電力送配電株式会社滋賀支社からの回答内容

<資料No.1 参照>

測定点	計算高さ (m)	計算値 (μT : マイクロテスラ)
1	15.0	4.6
2	15.0	4.5
3	15.0	5.1
4	15.0	4.5
5	15.0	4.6

※現状の電線容量に基づく電流値（上回線：1059A、下回線：608A）で計算しており、当該架空送電線路から発生する磁界のみを考慮しています。
 ※測定点の計算高さは、別紙の BM レベルからの高さになります。

3. その他

参考までに、関西電力送配電株式会社滋賀支社より提供を受けた、電磁波に関するパンフレットをお渡しします。 <資料No.2 参照>

以上

2022年8月

野洲市役所御中

関西電力送配電株式会社
(所属箇所)
大津電力所

磁界計算結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

磁界計算結果を下記のとおりご報告いたしますので、ご査収下さいますよう
よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 計算場所 野洲市総合体育館(滋賀県野洲市富波甲1339)
- 2. 計算点 別紙のとおり
- 3. 計算に使用した電流値
上回線:1059 下回線:608 A(アンペア)
※現状の電線容量に基づく電流値

4. 計算値

測定点 *1	計算高さ (地面からの高さ) 単位 (m)	計算値 *2	
		単位 (μ T)	【参考】 単位 (mG)
1	15.0	4.6	46
2	15.0	4.5	45
3	15.0	5.1	51
4	15.0	4.5	45
5	15.0	4.6	46

*1 計算点の位置については、別紙のとおり

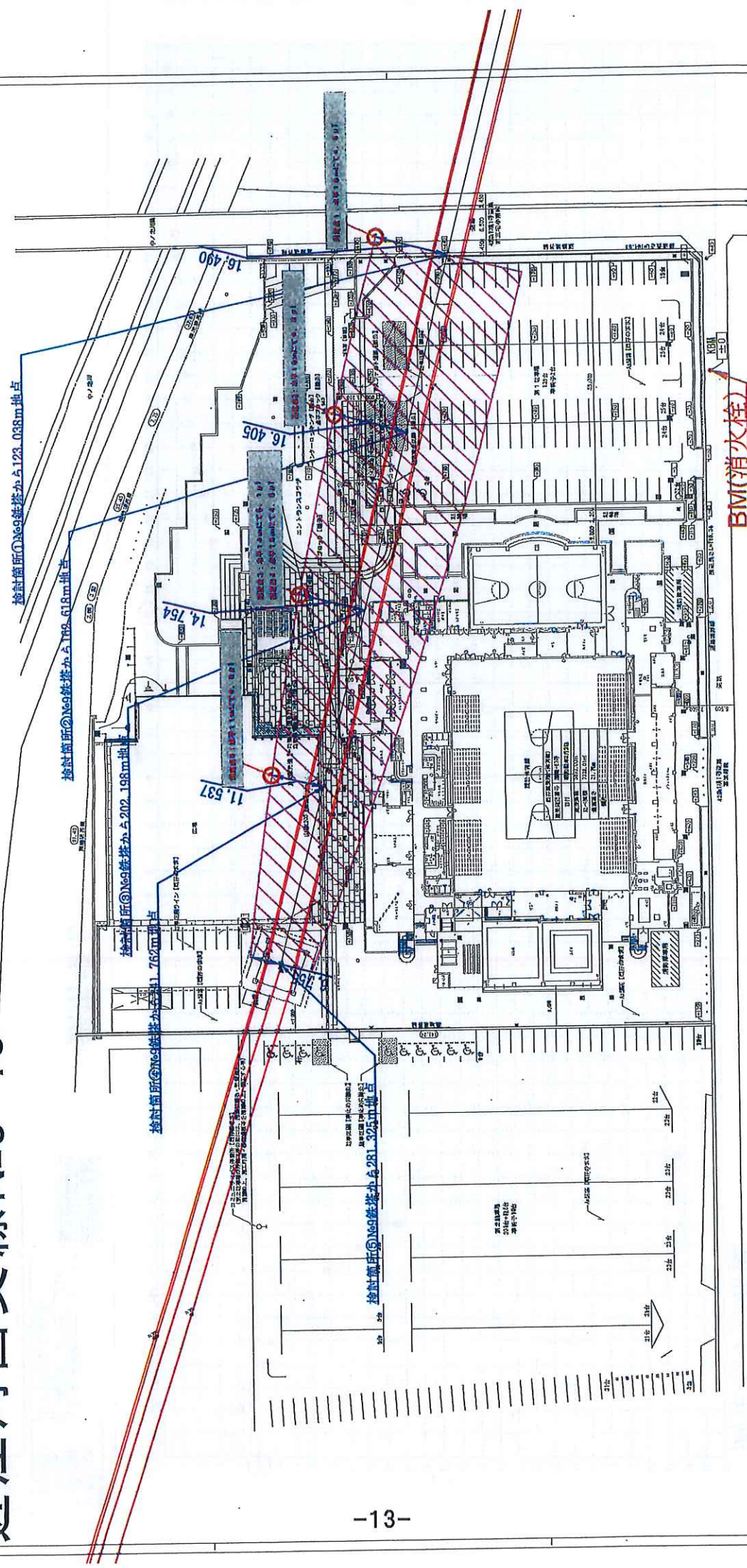
*2 1μ T (マイクロテスラ) = 10 mG (ミリガウス)

当該の架空送電線路から発生する磁界のみを考慮しています。

以上

測量平面図(EMF計算結果別紙) 近江河西支線№9~10

条件：上回線：1059A 下回線：608A
高さBMから15m
横振影響範囲付近の水平位置



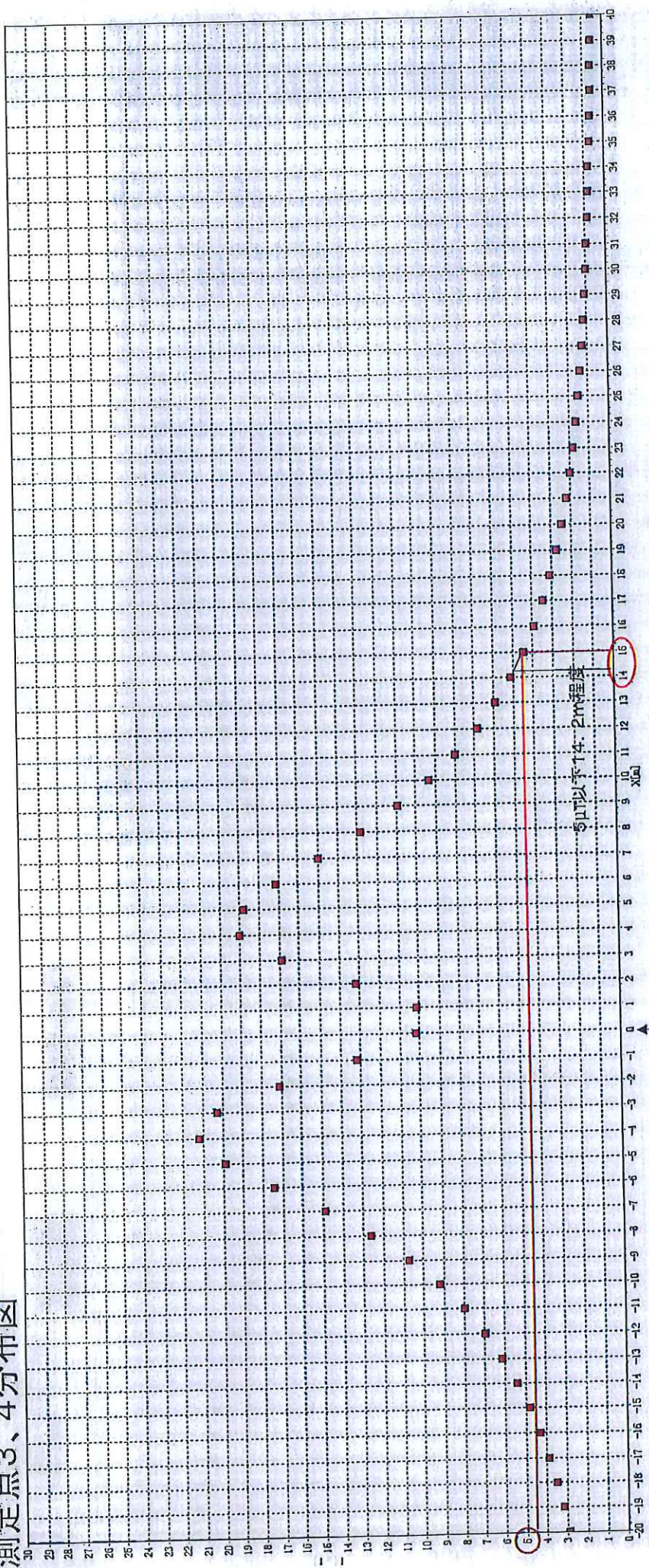
測量点

1	BM1 (11.537)
2	BM2 (14.754)
3	BM3 (16.405)
4	BM4 (16.490)
5	BM5 (17.100)
6	BM6 (17.800)
7	BM7 (18.500)
8	BM8 (19.200)
9	BM9 (19.900)
10	BM10 (20.600)
11	BM11 (21.300)
12	BM12 (22.000)
13	BM13 (22.700)
14	BM14 (23.400)
15	BM15 (24.100)

現況 (撤去)

図名	測量平面図
図号	17-0010
縮尺	1:500
作成者	BCYS
承認者	BCYS
作成日	2023.10.10
図面内容	測量平面図
備考	測量点の位置は、測量機を用いて測定したものである。

測定点3、4分布図



画面構成

各成分 (■)
 X成分 (●)
 Y成分 (▲)
 Z成分 (▼)

フォント
 表示計算実行 (F)
 原点の表示 (O)
 計算結果の表示 (V)
 ヘルプ (H)

各成分の表示 (■)
 表示計算実行 (F)

原点の表示 (O)

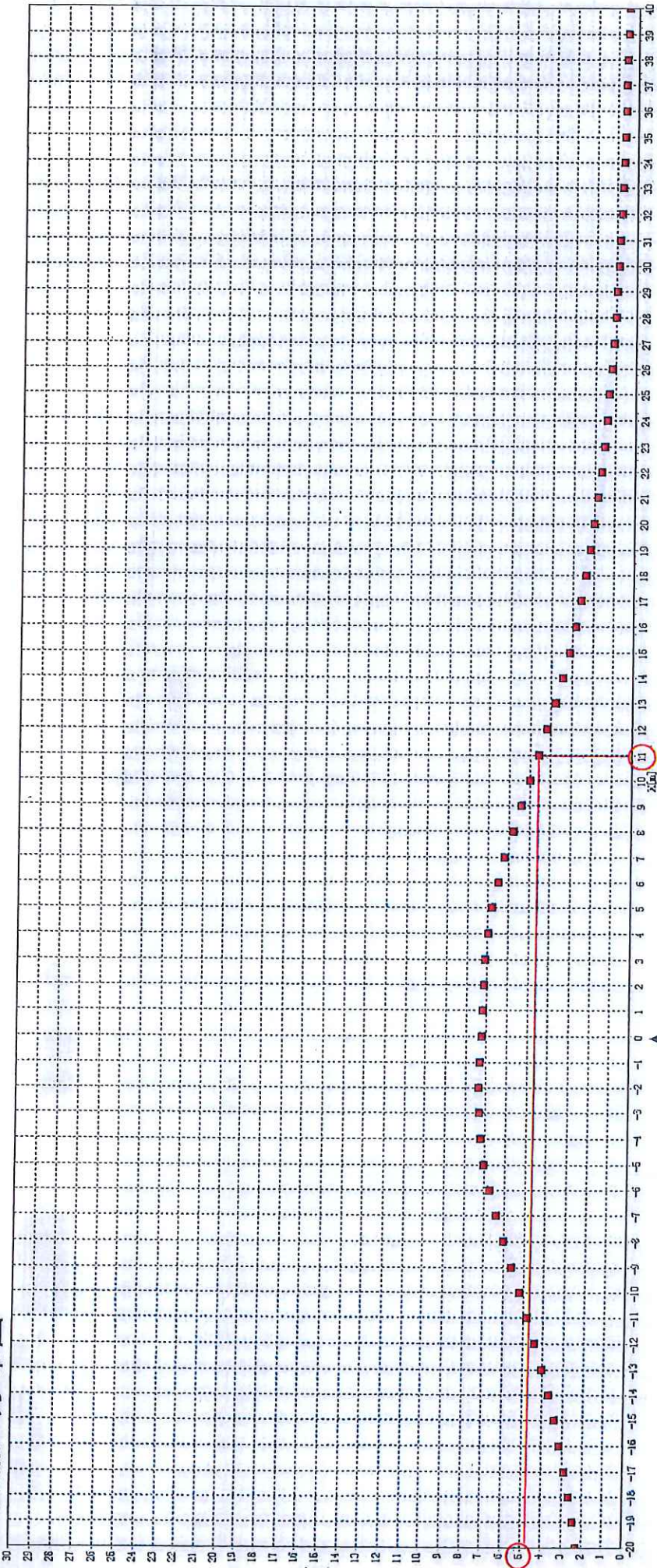
計算結果の表示 (V)

ヘルプ (H)

鉄塔中心 (0,0)

各成分の表示 (■)
 表示計算実行 (F)
 原点の表示 (O)
 計算結果の表示 (V)
 ヘルプ (H)

測定点5分布図



鉄塔中心

全図表示
 X座標(●)
 Y座標(▲)
 Z座標(▼)

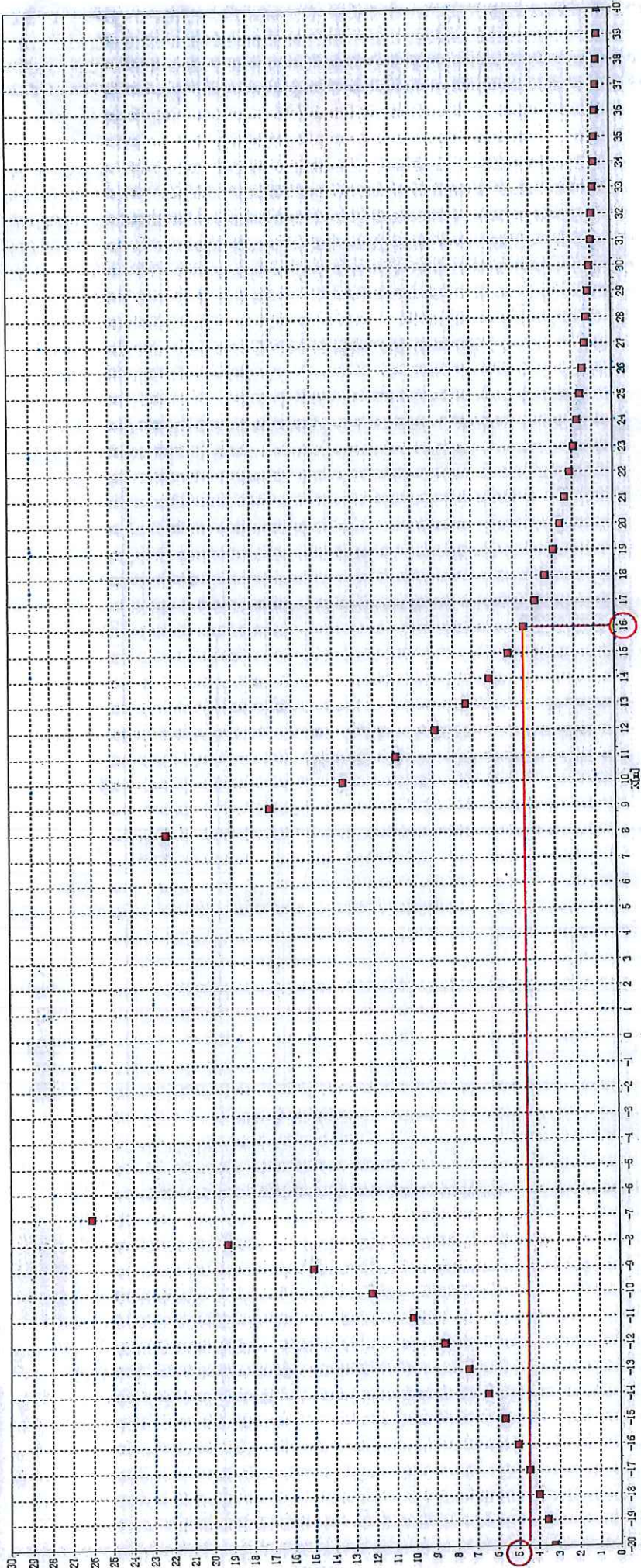
プラットの座標表示
 プラットの印刷

コントラクトの情報
 Y座標 Y = 51.000 [m]
 X-Y座標 (Z=15.000 [m])

プラット番号: _____

カイ値 (K) 観測結果 (Obs) 観測結果の表示 (O) 計算結果の表示 (C) 計算結果の表示 (V) ヘルプ (H)

測定点2分布図



鉄塔中心

平面成分 平面成分 (M) 平面成分 (S) 平面成分 (V) 平面成分 (W)

コーダの印刷 (P) コーダの印刷 (Q) コーダの印刷 (R) コーダの印刷 (S)

Y軸の長さ [m] [m]
 X軸の長さ [m] [m]

グラフスタイル



野洲市役所御中

2022年10月 日

関西電力送配電株式会社
(所属箇所)
大津電力所

磁界計算結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

磁界計算結果を下記のとおりご報告いたしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 計算場所 野洲市総合体育館(滋賀県野洲市富波甲1339)
- 2. 計算点 別紙のとおり
- 3. 計算に使用した電流値
上回線:1059 下回線:608 A(アンペア)
※現状の電線容量に基づく電流値

4. 計算値

測定点 * 1	計算高さ (地面からの高さ) 単位 (m)	計算値 * 2	
		単位 (μ T)	【参考】 単位 (mG)
1	16.4	4.4	44
2	17.6	4.4	44
3	21.3	5.9	59
4	27.4	11.4	114
5	30.0	34.4	344

* 1 計算点の位置については、別紙のとおり

* 2 1μ T (マイクロテスラ) = 10 mG (ミリガウス)

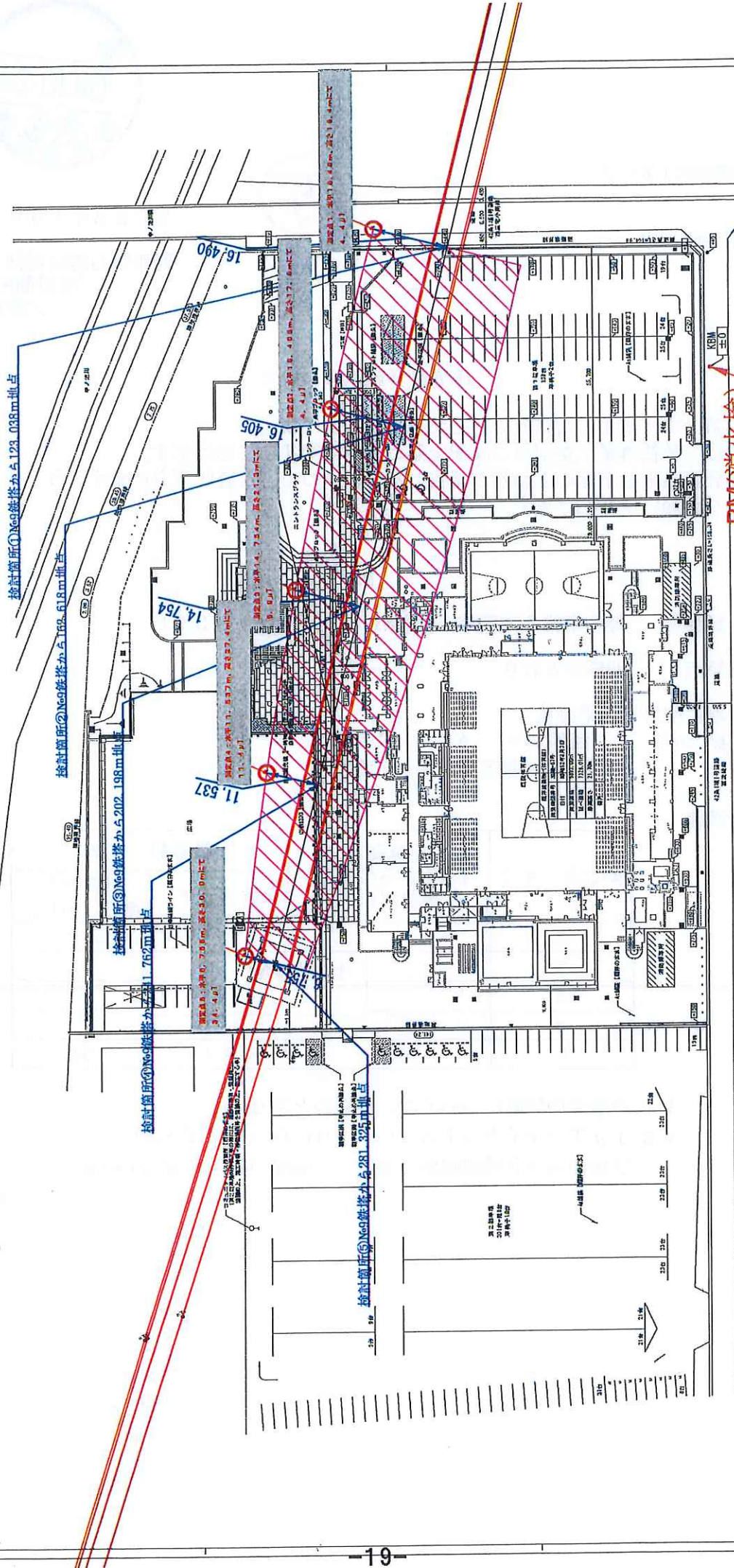
当該の架空送電線路から発生する磁界のみを考慮しています。

以上

測量平面図 (EMF計算結果別紙)

近江河西支線No9~10

条件：上回線：1059A 下回線：608A
 高さBM~30mで最大箇所
 横振影響範囲付近の水平位置



1	測定点の位置 (座標)
2	測定点の高さ (m)
3	測定点の電圧 (V)
4	測定点の電流 (A)
5	測定点の電磁界強度 (V/m)
6	測定点の電磁界強度 (A/m)
7	測定点の電磁界強度 (V/m)
8	測定点の電磁界強度 (A/m)
9	測定点の電磁界強度 (V/m)
10	測定点の電磁界強度 (A/m)
11	測定点の電磁界強度 (V/m)
12	測定点の電磁界強度 (A/m)

1	測定点の位置 (座標)
2	測定点の高さ (m)
3	測定点の電圧 (V)
4	測定点の電流 (A)
5	測定点の電磁界強度 (V/m)
6	測定点の電磁界強度 (A/m)
7	測定点の電磁界強度 (V/m)
8	測定点の電磁界強度 (A/m)
9	測定点の電磁界強度 (V/m)
10	測定点の電磁界強度 (A/m)
11	測定点の電磁界強度 (V/m)
12	測定点の電磁界強度 (A/m)

1	測定点の位置 (座標)
2	測定点の高さ (m)
3	測定点の電圧 (V)
4	測定点の電流 (A)
5	測定点の電磁界強度 (V/m)
6	測定点の電磁界強度 (A/m)
7	測定点の電磁界強度 (V/m)
8	測定点の電磁界強度 (A/m)
9	測定点の電磁界強度 (V/m)
10	測定点の電磁界強度 (A/m)
11	測定点の電磁界強度 (V/m)
12	測定点の電磁界強度 (A/m)



架空標準様式12-3



野洲市役所御中

2022年10月 日

関西電力送配電株式会社
(所属箇所)
大津電力所

磁界計算結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

磁界計算結果を下記のとおりご報告いたしますので、ご査収下さいませよう
よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. 計算場所 野洲市総合体育館(滋賀県野洲市富波甲1339)
2. 計算点 別紙のとおり
3. 計算に使用した電流値
上回線:1059 下回線:608 A(アンペア)
※現状の電線容量に基づく電流値

4. 計算値

測定点 * 1	計算高さ (地面からの高さ) 単位 (m)	計算値 * 2	
		単位 (μ T)	【参考】 単位 (mG)
1			
2		今回計算無し	
3			
4			
5	20.0	5.4	54

* 1 計算点の位置については、別紙のとおり

* 2 1μ T (マイクロテスラ) = 10 mG (ミリガウス)

当該の架空送電線路から発生する磁界のみを考慮しています。

以 上

○ 磁界影響の現場実測レポート

令和4年10月14日・新病院整備部新病院整備課

1. 測定日時：令和4年10月14日（金）14時頃
2. 測定場所：野洲市総合体育館東側建物屋上付近
3. 測定者・確認者：前川病院事業管理者、福山病院長、布施新病院整備部長、武内事務部長、駒井新病院整備部副部長、同瓜谷主査、同松尾主査
4. 測定の様子等：以下のとおり



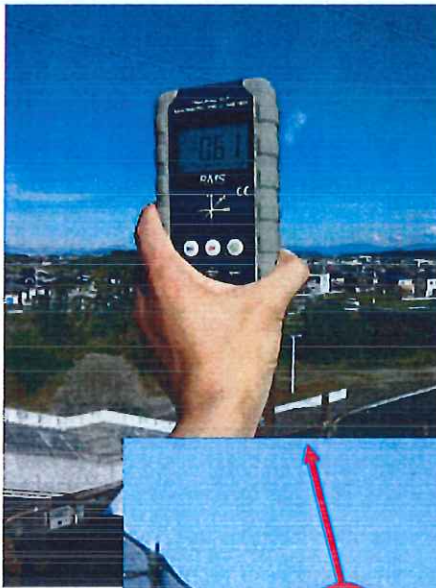
・総合体育館では改修工事を行っており、建設用の足場が組まれていた。

・最も送電線に近い足場（写真の○で囲った所）に上り、測定を行った。

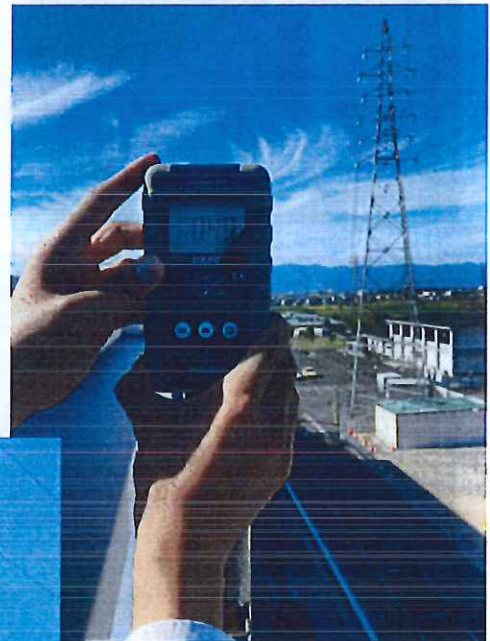




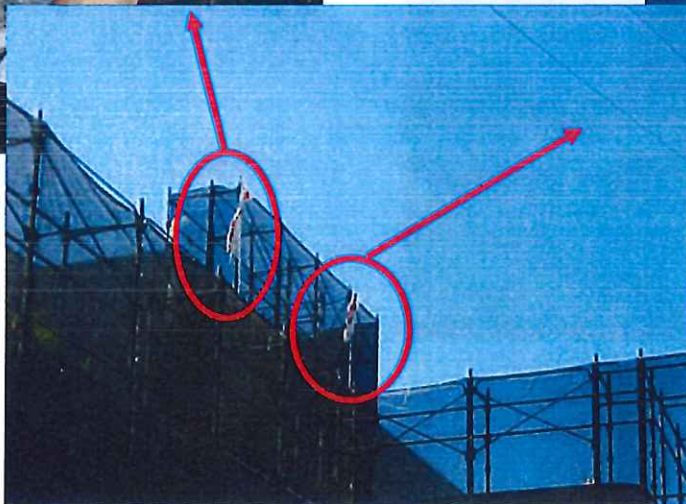
※なお、『測定記録用紙』に記載の「地表からの高さ」は、建物の高さを基にした大凡の数値です。
 ※送電線に流れる電力量は常に変化しているため、測定器の数値には若干の揺らぎがあります。



左①の箇所
 足場の最上段
 (市道側)

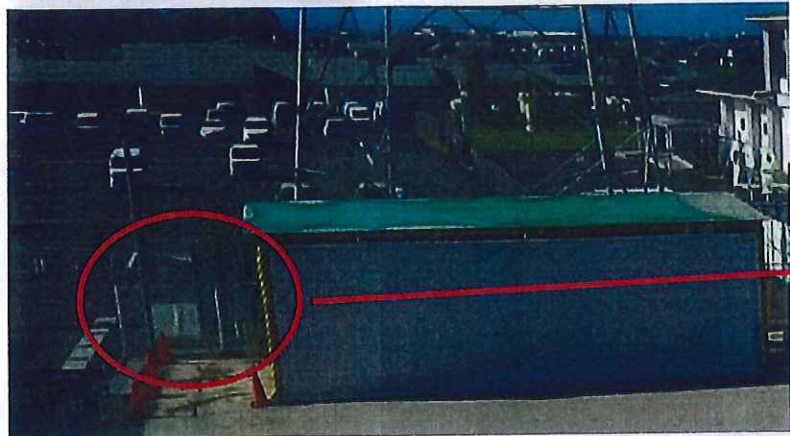


右②の箇所
 足場の最上段





③2階、送電線のほぼ真下付近で



⑤鉄塔下



低周波磁界の測定記録用紙

この測定記録は、電磁界情報センターが今後の業務の参考データとして使用させていただきますので、測定結果の記録ならびにセンターへの提供について、ご協力を願います。
口欄は該当する箇所に"レ"を記載して下さい。

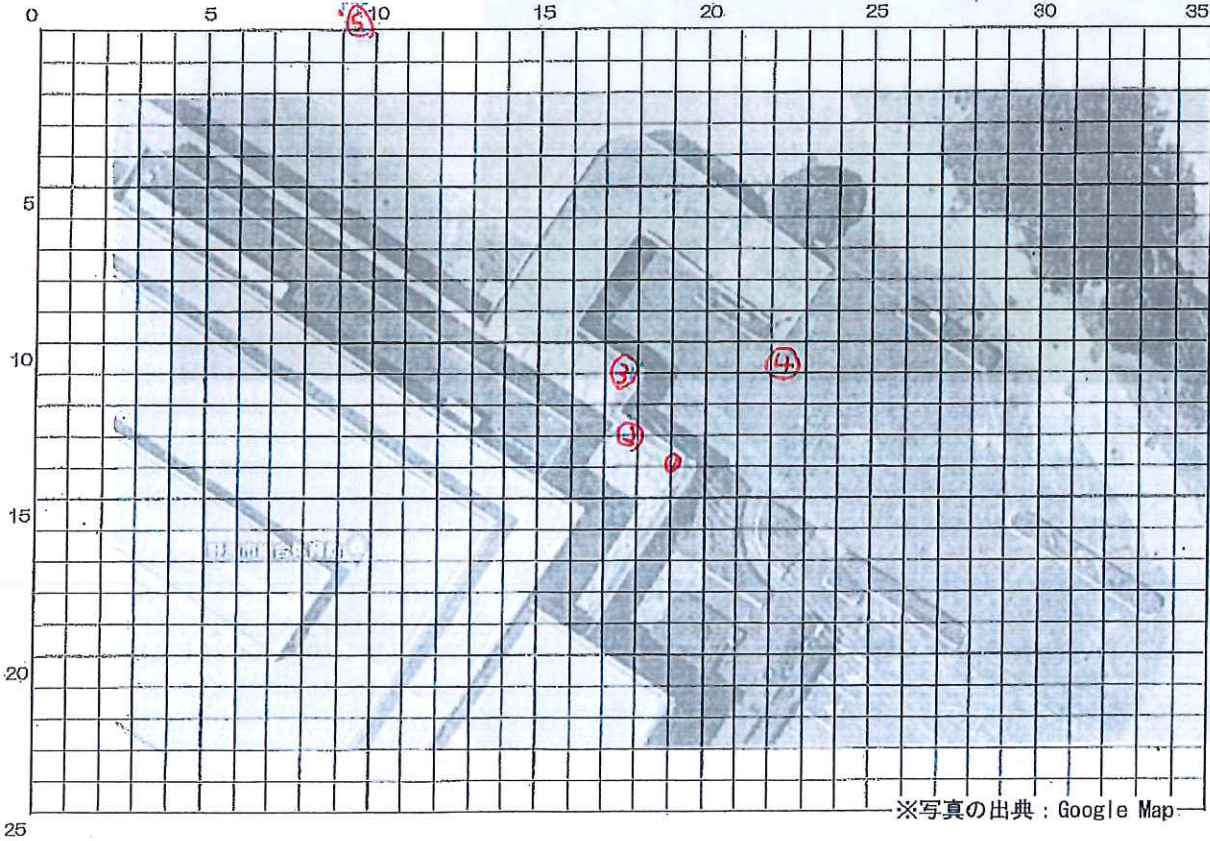
1. 測定場所

- 住居(屋内) 住居(屋外) 職場(屋内) 職場(屋外) 学校(屋内) 学校(屋外)
 公共の場所 (総合体育館) その他 ()

2. 測定した場所の配置図

- ・発生源と測定位置の関係が分かるように、ご自由にご記載して下さい。(フリーハンド)
- ※発生源とは、電気を使用している機器類のことであり、発生源が複数ある場合も極力、図の中に記載して下さい。

測定場所の名称 () 上から見た図 横から見た図



3. 測定結果

No.	発生源 (例: テレビ)	測定日時 (例: H23/12/1 PM3:10)	測定結果		地表 [単位: <input checked="" type="checkbox"/> μT, □mG]	
			地表 発生源からの距離	数値	地表 発生源からの距離	数値
①		10/14 14:05	1.7m 17.5m	0.60		
②		10/14 14:05	17.5m 17.5m	0.49		
③		10/14 14:10	17.5m 12.7m	0.21		
④		10/14 14:15	1.7m	0.04		
⑤		10/14 14:20	1.7m	0.04	※⑤は鉄塔下で測定	

低周波磁界測定器

株式会社 前川 聡 ←

病院長、事業管理者の
確認署名

低周波磁界測定器の種類	シリアルNO.
Kaise SK-8301	

野洲市資料提供

提供年月日	令和4年6月16日
担当部課	健康福祉部地域医療政策課
担当者	駒井 上枚
連絡先電話番号	077-587-8814

野洲市民病院の新たな整備場所（温水プール跡地）における送電線が病院整備を制限する範囲について

去る5月18日（水）に開催された野洲市民病院整備事業特別委員会において、市民病院の新たな整備場所として提案した「温水プール跡地」（野洲市富波甲1294番地他）における送電線が病院整備を制限する範囲について、下記のとおり関西電力送配電株式会社滋賀支社電力本部大津電力所より回答ありました。同場所に市民病院が建築可能であることのエビデンスの一として、関係者に情報提供いたします。

記

1. 総評

送電線により建築が制限される範囲は別紙配置図のとおりであり、現状のまま（送電線・鉄塔を移設等せず）、現在想定している病院を整備することが可能である。

2. 関西電力送配電株式会社滋賀支社からの回答内容

- 経済産業省制定の電気整備技術基準を定める省令に基づき技術検討を実施しました。
- 工作物に關しまして電線路の最下垂時における電線の高さ3m以上離していただく必要があります。

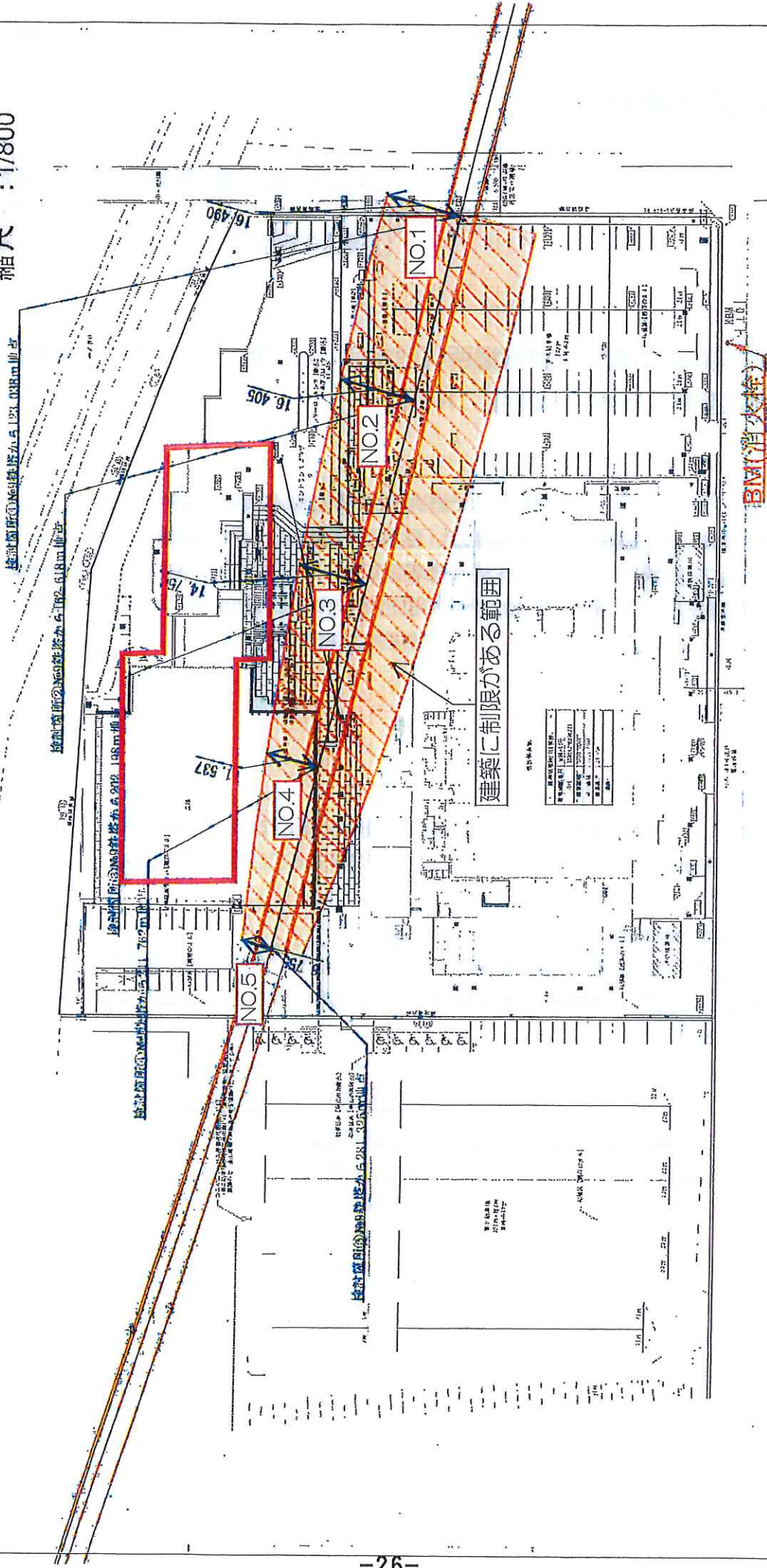
【検討結果】

- NO.1：可能高さは11.092m以下、建築制限範囲は片側16.490m
 - NO.2：可能高さは12.256m以下、建築制限範囲は片側16.405m
 - NO.3：可能高さは15.355m以下、建築制限範囲は片側14.754m
 - NO.4：可能高さは20.388m以下、建築制限範囲は片側11.537m
 - NO.5：可能高さは27.353m以下、建築制限範囲は片側6.755m
- ※可能高さはBMLレベルからの高さになります。

以上

測量平面図 近江河西支線№9~10

測量日: 2022.5.30
 測量者:
 気温: 27度
 縮尺: 1/800



配置図

別紙

● 電線塔設備の安全性に関する諸規定

「電気設備に関する技術基準を定める省令」

第32条第1項 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造（支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。）は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならない。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては、その施設場所を考慮して施設する場合は、風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。

「経済産業省 産業保安グループ電力安全課_電気設備の技術基準の解釈の解説」

省令第32条で、地震による振動、衝撃荷重を考慮すべきことを規定しているが、従来より、一般の送電用支持物は地震荷重よりも風圧荷重の方が大きいと評価されており、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震においても、送電用支持物については地震動による直接的な被害は見られなかった。

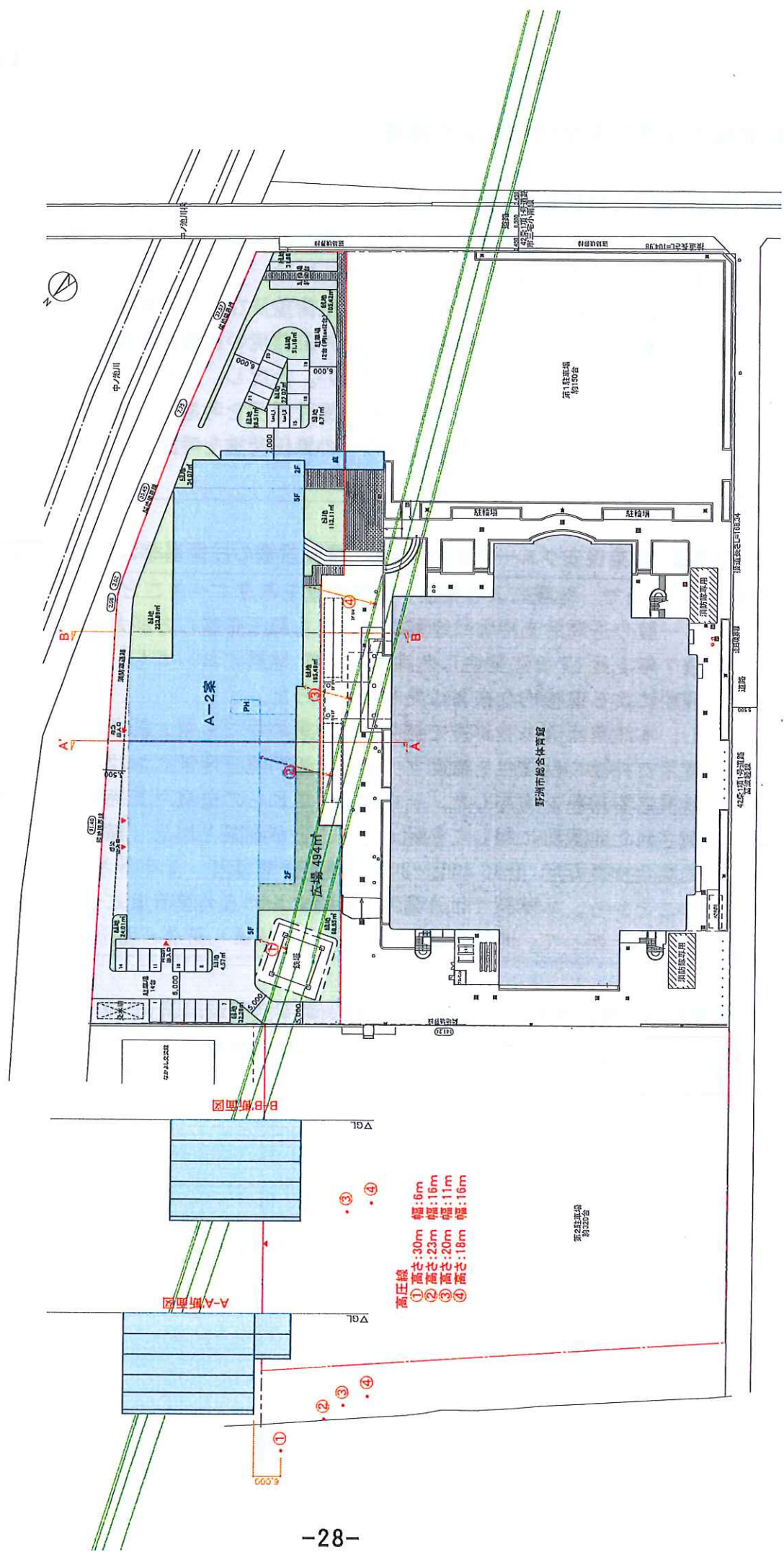
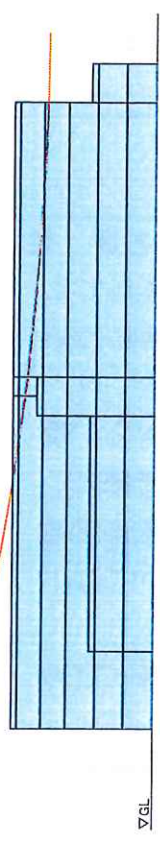
しかし、本地震は過去我が国で発生した地震の中でも最大級であったことから、改めて送電用支持物の耐震性を確認すべく、一般的電圧階級における代表型を対象に、動的な地震応答解析を実施した。その結果、これらの送電用支持物は、兵庫県南部地震で観測された地震動に対しても耐え得ることが確認された（解析内容については、日本電気協会技術規程 JEAC 6001-2008「架空送電規程」を参照されたい。）。

以上のことから、本解釈では送電用支持物における地震荷重については、特に定めず、したがって、地震荷重に対する強度計算も通常の場合省略してもよい。

「防災業務計画」(電力各社) 震災対策_配電設備-架空配電線路」の項

電気設備技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計を行う。

送電線路と病院建物との距離隔離



- 高圧線
- ① 長さ: 30m 幅: 6m
 - ② 長さ: 23m 幅: 16m
 - ③ 長さ: 20m 幅: 11m
 - ④ 長さ: 18m 幅: 16m

検証・検討テーマ 「駐車場確保対策について」

1 検証・検討の目的

駅前での病院整備計画において駐車場確保は、用地の確保、整備コスト、高齢者ドライバー等の使いやすさに課題があった。新病院整備の計画地である総合体育館東側市有地においては、これらの課題を踏まえ、総合体育館との共用を基本に、具体的な利用台数を調整のうえ対策を検討する。

2 検証・検討の結果

(1) 総合体育館と病院の共用による駐車場計画

① 利用想定台数

病院に必要な駐車台数は、患者用に最大 200 台、職員用に 200 台とし、総合体育館関係と共用で以下のとおり。

(台)

曜日・時間帯		市民病院関係		体育館関係 (最大)	合計
		患者等	職員等		
平日	午前	200	200	300	700
	午後	100	200	400	
	夜間	30	20	650	
土日祝	終日	30	20	650	

【備考】

- ・患者用 現病院 116 台を参考に最大 200 台と設定。
- ・職員用 現病院で職員用に借り上げている 155 台に、現病院職員の自動車通勤者の割合(76%)から増加分を想定し、200 台と設定。

② 確保する駐車台数 (関係資料No.1)

(台)

合計	病院棟玄関 及び裏手	体育館前	体育館裏	ぎおうの里 横市有地	近傍 市有地	新規 確保
700	40	150	320	60	70	60

【備考】

- ・近傍市有地(70 台)、新規確保(60 台)は、関係者・機関調整中。
- ・各箇所の台数は、今後調整のうえ、必要台数の確保を目指す。

③ 車両動線及び交通安全対策

- ・体育館来館者と病院来院者の車両動線及び駐車場区画は、区分せず原則共用する。
- ・駐車場の進入口等に誘導員を配置し、安全の確保を図る。

④ 総合体育館における大規模大会時の駐車場対応

- ・大会等開催日(関係資料No.3)については、予め主催団体等と連携した駐車許可方式や観光バスの回送方式によりオーバーフロー分を回避する。

(2) 国スポ・障スポ大会期間中の駐車場計画

○大会期間中の駐車場は、以下及び関係資料No.2 のとおり確保するようめざし、中央競技団体が確認した 420 台を満たす。

(台)

合計	なかよし 交流館前	体育館前	体育館裏	ぎおうの里 横市有地	近傍 市有地	新規確保
460	15	60	195	60	70	60

【備考】

- ・近傍市有地(70 台)、新規確保(60 台)は、関係者・機関調整中。
- ・各箇所の台数は、今後調整のうえ、必要台数の確保を目指す。
- ・「体育館前」は、大会期間中、一部をシャトルバス乗降場として確保するよう調整する。
- ・「体育館裏」は、大会期間中、工事等は一切実施せず、一部を「おもてなし広場」の利用について確保できるよう調整する。

3 検証・検討の方法・過程

≪教育委員会定例会≫

○令和 4 年度第 8 回定例会 (令和 4 年 5 月 25 日)

- ・野洲市民病院整備の新たな方策として、新たな整備場所を野洲市総合体育館東側市有地とすることを説明。

≪野洲市スポーツ推進審議会≫

○第 1 回(令和 4 年 6 月 30 日)

- ・諮問「野洲市民病院整備に伴う野洲市総合体育館における事業の取り組みへの影響等について」
- ・病院整備計画の具体的な課題と対策を説明

○第 2 回(令和 4 年 7 月 7 日)

- ・体育館事業に対する影響等について審議

○第 3 回(令和 4 年 8 月 10 日)

- ・答申案について

同審議会への説明内容と答申に基づき、引き続き部局間の協議、調整を行う。

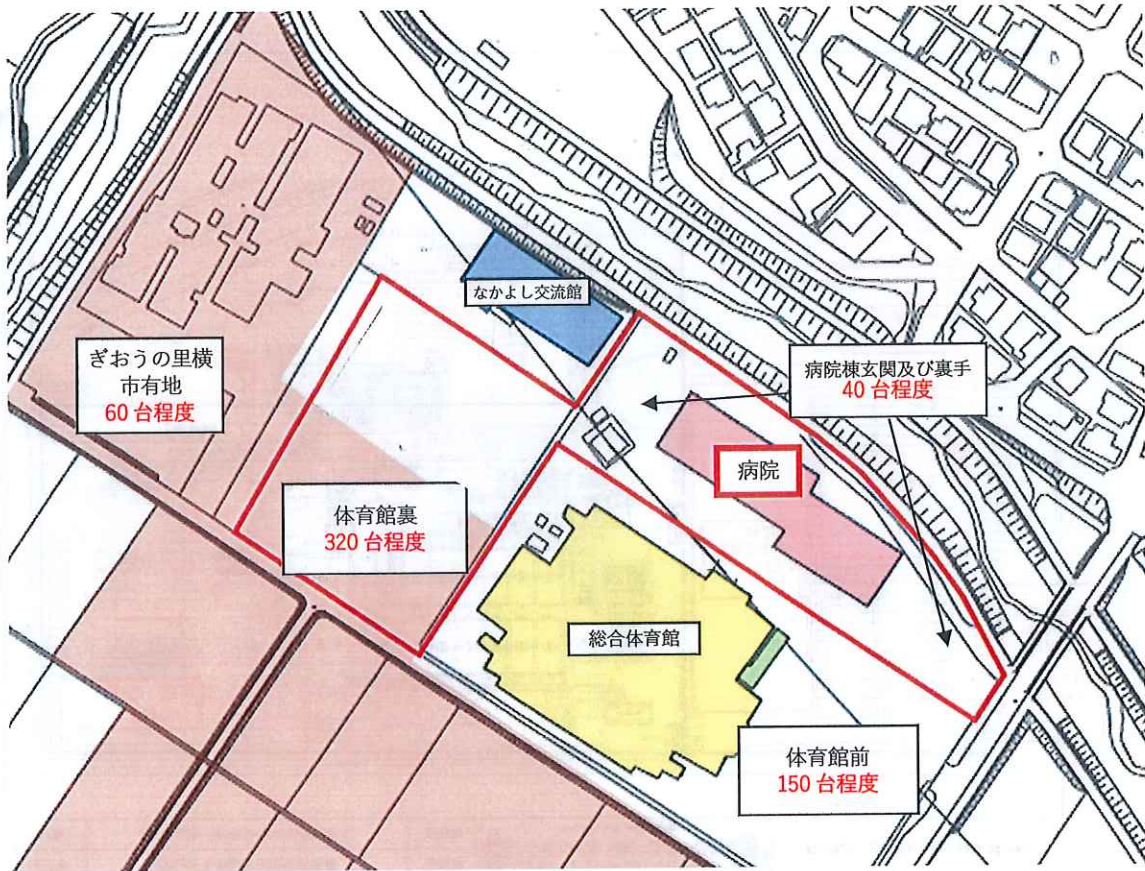
関係資料

No.1 駐車場配置計画図

No.2 国スポ・障スポ大会期間中の駐車場配置計画図

No.3 野洲市総合体育館大規模大会時における駐車場利用状況

No.1 駐車場配置計画図



(台)

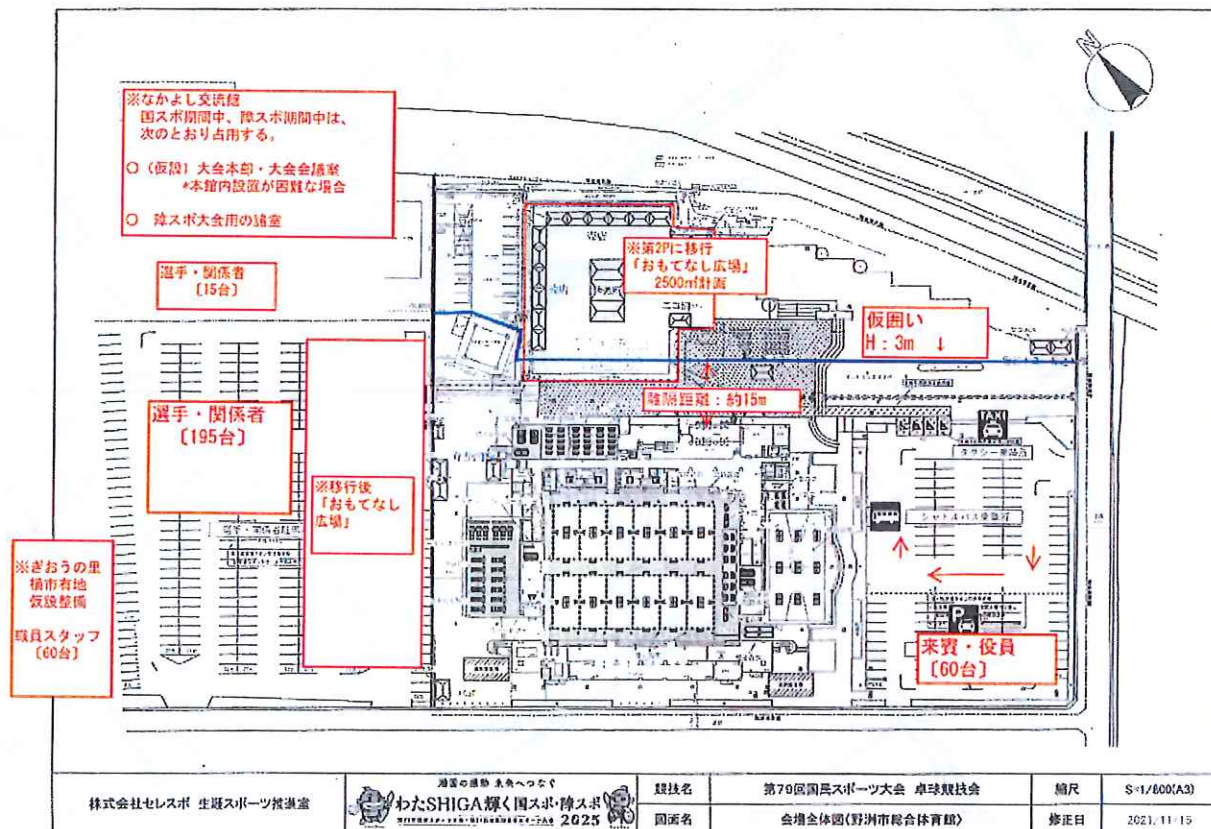
合計	病院棟玄関及び裏手	体育館前	体育館裏	ぎおうの里横市有地	近傍市有地	新規確保
700	40	150	320	60	70	60

【備考】

*近傍市有地(70台)、新規確保 2(60台)は、関係者・機関調整中。

*各箇所の台数は、今後調整のうえ、必要台数の確保を目指す。

No.2 国スポ・障スポ大会期間中の駐車場配置計画



(台)

合計	なかよし 交流館前	体育館前	体育館裏	ぎおうの里 横市有地	近傍 市有地	新規確保
460	15	60	195	60	70	60

【備考】

- ・近傍市有地(70台)、新規確保(60台)は、関係者・機関調整中。
- ・各箇所の台数は、今後調整のうえ、必要台数の確保を目指す。

No.3 野洲市総合体育館大規模大会時における駐車場利用状況

(バス/乗用車/自転車:31年度参考)

令和4年6月30日

野洲市スポーツ推進審議会資料

- 2019年5月16日(木)~17日(金) 中体連春季総体バドミントン
・第1駐車場・第2駐車は主に乗用車、駐輪場も満車のため敷地内に臨時スペース設置
- 2019年6月5日(水) 近畿レディースバドミントン大会
・第1駐車場・第2駐車ともに主に乗用車
- 2019年7月11日(木)~12日(金) 特別支援学校 夏季スポーツ交流大会
・第1駐車場は乗用車・第2駐車場はバス10台前後と乗用車
- 2019年7月25日(木) 中体連夏季総体バレーボール
2019年7月26日(金)~27日(土) 中体連夏季総体バスケットボール
・両大会とも第1駐車場は乗用車・第2駐車場はマイクロバス5台程度と乗用車、駐輪場も満車
- 2019年7月28日(日) 県小学生バレー夏季大会
・第1駐車場・第2駐車ともに主に乗用車
- 2019年8月4日(日)~11日(日) 近畿中体連夏季総体(4競技) ※期間中(月)は除く
・連日第1駐車場は乗用車・第2駐車場はバス/マイクロバス10台前後と乗用車、駐輪場も満車
- 2019年8月13日(火)~14日(水) 県民スポーツ大会高校バドミントン
・両日第1駐車場・第2駐車場ともに主に乗用車および駐輪場もほぼ満車
- 2019年9月28日(土)~29日(日) マザーレイクバドミントンフェスティバル
・第1駐車場・第2駐車場ともに主に乗用車
- 2019年10月16日(水) 老人クラブ連合会スポーツ大会
・第1駐車場・第2駐車場ともに乗用車および駐輪場も利用者多数
- 2019年11月1日(金) 高校秋季総体 バスケットボール県予選
2019年11月2日(土) 高校秋季総体 バレーボール県予選
・第1駐車場は乗用車・第2駐車場マイクロバス10台前後と乗用車
- 2019年11月9日(土) 高校秋季総体 バスケットボール決勝大会(ウィンターカップ選抜)
2019年11月10日(日) 高校秋季総体 バレーボール決勝大会(春高バレー選抜)
・両大会とも第1駐車場は乗用車・第2駐車場はマイクロバス5台程度と乗用車
- ※その他① (土)敷地内にBBC中継車及び関係車両5~6台 (日)は関西TV車両5~6台
- ※その他② 両大会とも臨時駐車場も満車になり、他施設の無断駐車などでトラブル対応
- 2019年12月13日(金)~14日(土) 全国中学校駅伝大会開会式(全館貸切)
・第1駐車場は送迎バスの転回所およびタクシー待機所のため一般閉鎖
・第2駐車場は大型バスおよび乗用車。(大会の運営方法により駐車バスは20台~40台)
- 2019年12月21日(土)~22日(日) スパーキーカップ(小学生低学年バスケ)
・第1駐車場は乗用車・第2駐車場はマイクロバス5台程度と乗用車

- 2019年12月25日(水) 特別支援学校 冬季スポーツ交流大会
 - ・第1駐車場は乗用車・第2駐車場はバス5台程度と乗用車
 - 2020年1月18日(土)～19日(日) 滋賀県ミニバス選手権 冬季大会
 - ・第1駐車場は乗用車・第2駐車場はマイクロバス5台程度と乗用車
 - 2020年1月11日(土)～12日(日) 野洲市出初式
 - ・第1駐車場は乗用車・第2駐車場は放水式のため前日夜から進入禁止区域
 - 2020年2月8日(土) 県小学生バレーボール新人大会
2020年2月9日(日) アミンチュ杯 小中高バレーボール大会
 - ・両日とも第1駐車場は乗用車・第2駐車場はマイクロバス5台程度と乗用車
- ※その他 9日(日)は敷地内にBBC中継車及び関係車両5～6台

以下、コロナ禍のため大会を中止されたが、例年満車となる大会

- 2020年3月22日(金) 近畿レディースバドミントン大会
 - ・行われていれば6月と同程度(第1駐車場・第2駐車ともに主に乗用車)
- 2020年3月25日(水)～26日(木) 高校バスケットボール招待大会
 - ・例年通り行われていれば両日とも第1駐車場は乗用車・第2駐車場はバス5台程度と乗用車
- 2020年3月27日(金)～28日(土) びわこカップ高校男子バレー
 - ・例年通り行われていれば両日、第1駐車場は乗用車・第2駐車場はマイクロバス10台前後と乗用車
- 2020年3月31日(火) 高体連バドミントン湖東ブロック
 - ・例年通り行われていれば、第1駐車場・第2駐車場ともに乗用車および駐輪場もほぼ満車

検証・検討テーマ 国スポ・障スポ大会及び総合体育館等施設運営に係る対策

1 検証・検討の目的

総合体育館東側市有地において新病院整備を進めることから、令和 7 年に開催される国スポ・障スポ大会への影響等を想定した対策及び総合体育館の施設運営への対策を明らかにする。
※駐車場対策は、別テーマで検証

2 検証・検討の結果

野洲市スポーツ推進審議会の答申(関係資料No.4)に基づき、必要な対策を行う。

(1)国スポ・障スポ大会への影響を想定した対策

審議会の答申に基づく対策を講じることにより、同大会の終了を待つことなく平行して新病院整備事業を行う。

① 準備工事 (関係資料No.1)

国スポ・障スポのリハーサル大会が令和6年10月に開催されるため、それまでに準備工事として、外階段(屋外階段)の撤去等を行い、動線の確保を確実なものとし、事前に関係者の確認をいただくよう令和5年度内に完了させる。

② 国スポ・障スポ大会期間中の病院整備工事対策 (関係資料No.2)

- ・病院整備工事は、国スポ・障スポのリハーサル大会後に着手する。
- ・本大会期間中は、工事を中断するよう調整し、現場警備員を配置予定。
- ・工事現場は高さ 3m 程度の仮囲いを設置し、体育館との離隔距離は約 15m を確保する予定で、デザインに関して、植樹鉢の配置や必要箇所(玄関等映込み場所)に関しては、壁面に造作することも検討する。

(2) 総合体育館の運営面での影響を想定した対策 (関係資料No.3)

審議会の答申に基づき、総合体育館及びなかよし交流館で行われる各種スポーツ大会の運営や利用者の利便性等に支障のないよう確実に対策を講じ、総合体育館と野洲市民病院が相互に連携し、新たな事業展開等も含めた市民の健康維持・増進の拠点として整備を推進する。

3 検証・検討の方法・過程

《教育委員会定例会》

○令和 4 年度第 8 回定例会 (令和 4 年 5 月 25 日)

- ・野洲市民病院整備の新たな方策として、新たな整備場所を総合体育館東側市有地とすることを説明。

《野洲市スポーツ推進審議会》

○第 1 回(令和 4 年 6 月 30 日)

- ・諮問「野洲市民病院整備に伴う野洲市総合体育館における事業の取り組みへの影響等について」
- ・病院整備計画の具体的な課題と対策を説明

○第 2 回(令和 4 年 7 月 7 日)

- ・体育館事業に対する影響等について委員審議

○第 3 回(令和 4 年 8 月 10 日)

- ・答申案について

《庁内協議》

- ・同審議会への説明内容と答申に関し、教育委員会と部長級協議。計画内容の共有を図った。

(令和 4 年 10 月 25 日)

関係資料

- No.1 準備工事の計画概要
- No.2 国スポ・障スポ大会期間中の病院整備工事対策
- No.3 新病院開院後の対策
- No.4 野洲市スポーツ推進審議会答申書(写)

No.1 準備工事の計画概要

国スポ・障スポのリハーサル大会(全日本卓球選手権大会)が令和6年10月に開催されるため、それまでに準備工事として、外階段(屋外階段)の撤去等を行い、動線の確保を確実なものとし、事前に関係者の確認をいただくよう令和5年度内に準備工事を完了する計画。

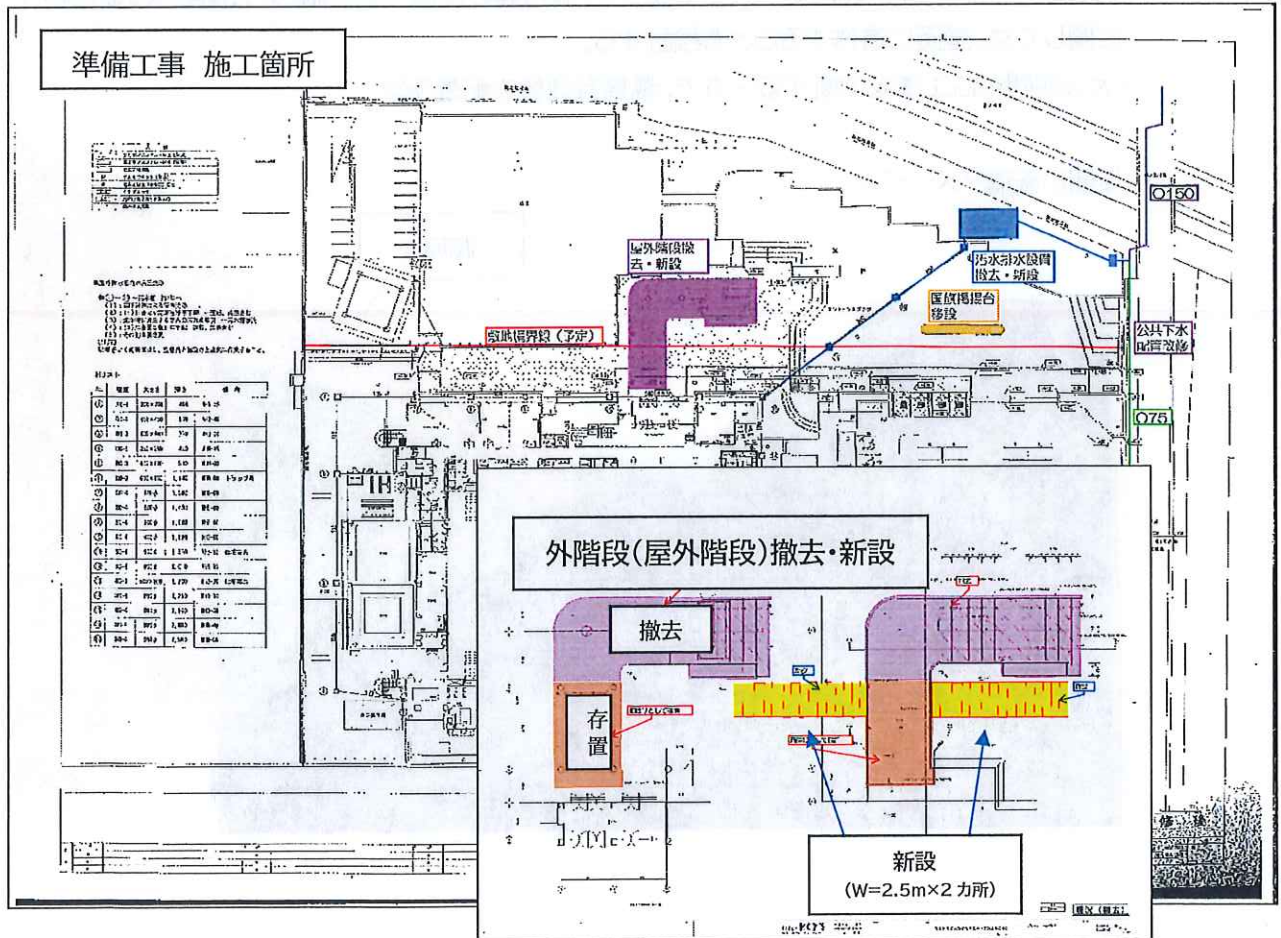
1. 設計業務委託

令和4年度(令和5年2月)から5年度(5月)にかけて、準備工事の設計を行う。

- (1) 予算 令和4年11月議会 補正予算(債務負担行為)
- (2) 概要
 - 外階段(屋外階段)の撤去・新設
 - 一部存置(雨除け)したうえで、階段部を撤去(W=8.0m)し、新たに2方向階段を新設する。(W=2.5m×2カ所を検討)
 - 汚水排水設備撤去・新設、公共下水道配管改修
 - 体育館敷地にある汚水排水設備を移設し、接続する前面道路の公共下水道の配管を改修する。
 - その他

2. 準備工事

上記1.の設計に基づき、令和5年度において工事施工するものとし、総合体育館の大規模改修工事に引き続き着手する。



No.2 国スポ・障スポ大会期間中の病院整備工事対策

1. 平穏対策

- ・病院整備工事は、国スポ・障スポのリハーサル大会(令和6年度内)に影響のないよう着手する。
- ・本大会期間中は、工事を中断するよう調整する。

国スポ	種別	期間
(公開競技)武術太極拳	全種別	令和7年8月(2日間)
(正式競技)卓球	全種別	令和7年9月28日~10月8日
(正式競技)バスケットボール	成年女子	(11日間)

障スポ	障害区分	期間
卓球	身体、知的、精神	令和7年10月25日~10月27日(3日間)

2. 迎賓環境の確保と警備

- ・体育館会場と工事現場(仮囲い)との離隔距離は約15mを確保する予定。
- ・仮囲いの高さは約3m。デザインに関して、植樹鉢の配置や必要箇所(玄関等映込み場所)に関しては、壁面に造作することも検討する。
- ・大会期間中は工事を中断する一方で、現場警備員を配置予定。

《仮囲い配置イメージ》



《仮囲いの配置位置》



《景観に配慮した仮囲いの例》



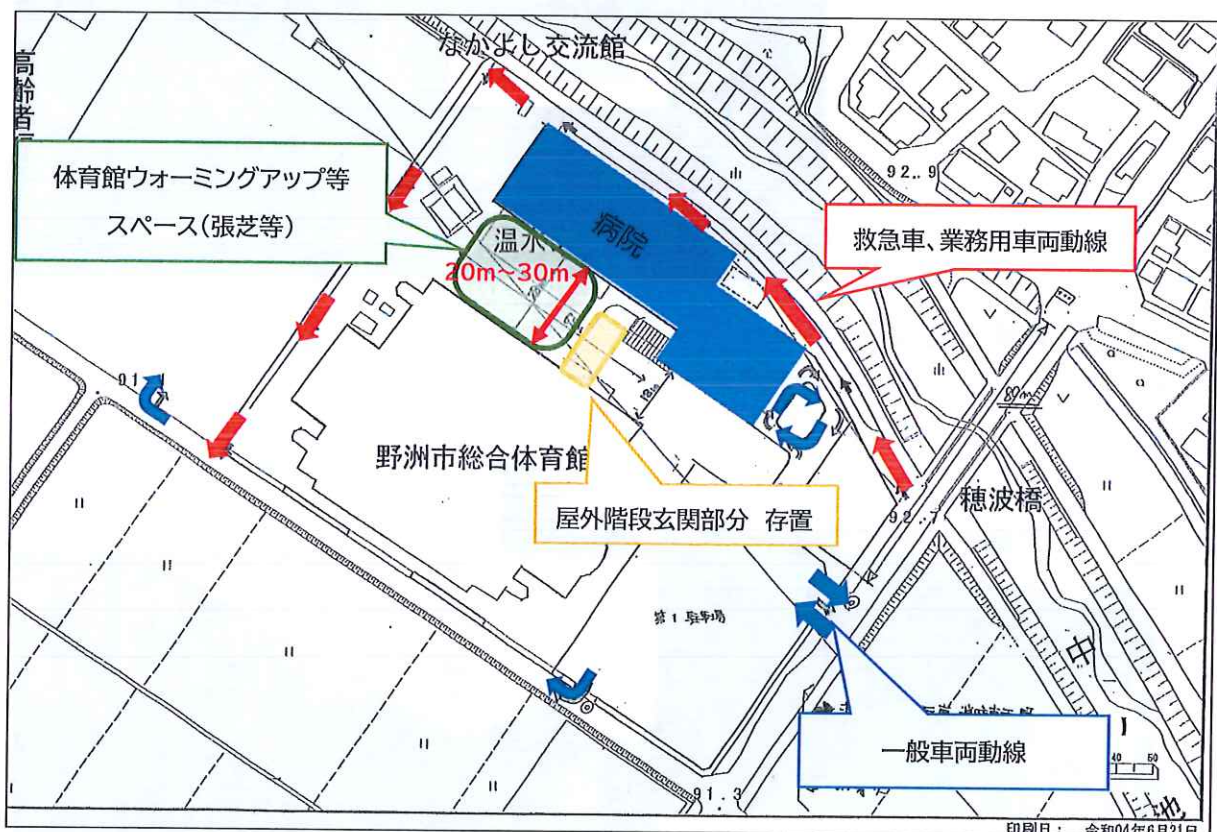
No.3 新病院開院後の対策

(1) 離隔距離・敷地内スペース確保対策

- ・体育館と病院との間には、車両動線やフェンス等の境界を設けず、病院玄関も南側とする。
- ・病院と体育館のスペースは、20m 以上の離隔を確保し、敷芝によりウォーミングアップや大会時の物販等のスペースとして利用できるよう検討。
- ・外階段(屋外階段)を一部存置し、雨天時や炎天下の退避場所を維持するよう検討。

(2) 交通安全対策等

- ・救急車、業務用車両等は、専用動線を確保し、一般車両動線と区別する。
- ・救急車の搬入台数は、平均一日一件程度と見込み、サイレンは、敷地内では停止され、動線は病院棟の東側とし、体育館等の利用者の心理状態にも配慮する。
- ・一般車両動線は、駐車場内では一方通行を徹底し、駐車場の進入口等の適切な箇所に交通誘導員を配置し、進入口幅についても検討する。



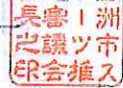
No.4 野洲市スポーツ推進審議会 答申(写)

写

令和4年8月19日

野洲市教育委員会 様

野洲市スポーツ推進審議会
会長 山本 博



野洲市民病院整備に伴う野洲市総合体育館における事業の
取り組みへの影響等について (答申)

令和4年6月23日付け野教委体第74号で諮問のありました野洲市民病院整備計画に係る野洲市総合体育館で行われる事業に対する影響等について、審議会で議論を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

1. 総論

本審議会では、野洲市が計画する総合体育館横の温水プール跡地での野洲市民病院整備に対して、今後のスポーツ振興を図る上での影響を検証し必要とする対策を審議した。

○短期的視点

令和7年に開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会への影響

○中長期的視点

総合体育館で行われる各種スポーツ大会等のスポーツ振興事業への運営面での影響

野洲市において、今後、当該地で病院整備を進められるにあたっては、本答申を尊重し、着実に対策を講じるべきであると考えている。

なお、本審議会は、野洲市における早急な病院整備の必要性は認識している。

2. 短期的視点

令和7年（2025年）に開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、全国から選手・監督等の競技関係者だけでなく、多くの観戦者が本市に來訪されることから、おもてなしの気持ちを持って様々な配慮を行うこととともに、市の魅力を全国に発信する絶好の機会である。

このため、市民、企業、本市に関係する各種団体等と市が一体となった取組が必要である。

このような状況において、競技会場となる総合体育館に隣接した場所で野洲市民病院の建設工事が稼働している状態は、大会運営に支障を及ぼすと考える。

よって最良の会場環境の下で選手が最大限の力を発揮できるようにするためにも、病院工事の着工は大会終了後とすべきである。

なお、大会終了後の着工が難しい場合は、以下を考慮して実施すること。

- (1) 「おもてなし広場」、や送迎としての「シャトルバス・タクシー乗降場」を設けるための十分なスペースを確保すること。
- (2) 中央競技団体正規視察において確認された駐車台数（普通車換算で420台分）を確保すること。
- (3) 十分な安全対策と大会の雰囲気を壊さないよう配慮した仮囲い等を設置すること。
- (4) 外階段は、全国からの來訪者をはじめとする利用者が災害等有事の際に避難通路として使用できるように確保すること。

3. 中長期的視点

野洲市民病院整備に伴い、隣接となる総合体育館で行われる各種スポーツ大会の運営や利用者の利便性等に支障が生じないよう次の事項について、

その対応を確実に行うべきと考える。

- (1) 総合体育館は、複数の競技コートが設定可能な大アリーナ、空調完備、大人数が収容可能な観客席数等と併せ、県下有数の駐車台数を確保していることで大規模なスポーツ大会等の開催誘致に優位性がある。一方で、野洲市民病院が隣接することに関して、大会運営への影響を懸念する競技団体があることから、開催誘致するための方策が必要である。
また、市スポーツ推進計画で示している市民にトップレベルの競技を身近で観戦できる「見る」スポーツの機会を提供するためにも、相当の駐車台数を確保すること。
- (2) これまで各種スポーツ大会等に対応するためにウォーミングアップ場や駐輪場として利用していた玄関前等のスペースを確保すること。
- (3) 総合体育館利用者と来院者との動線が確保されるよう、建物間に十分な離隔距離を確保すること。
- (4) 総合体育館の外階段は、人流の動線だけでなく玄関先の雨よけ・日よけ場所となっており管理運営上で必要な機能を有している。この移設にあたっては、来館者の動線を踏まえ、利便性や安全性を考慮すること。
- (5) 近接のなかよし交流館は、発達障がいをはじめ、様々な障がいがある人が気軽に利用でき、軽度の運動を通じて、心が安らぐ場を提供するための施設であることから、建設工事中だけでなく、工事が完了した後の病院運営においても音や振動等に配慮すること。
- (6) 総合体育館と野洲市民病院が駐車場を共用することにより、管理運営上のトラブルが発生しないように十分な対策を講じ、安全性を確保すること。

4. その他

一方、総合体育館と野洲市民病院が隣接することで双方の連携による新たな事業展開等の利点を期待する。

市民の健康維持・増進の拠点となるよう、総合体育館と野洲市民病院が互いに連携し、市民に果たすべき役割が有効に機能するよう取り組まれるよう要望する。

検証・検討テーマ 「概算事業費、収支見込」

1 検証・検討の目的

総合体育館東側市有地(以下「計画地」)において、新病院を、経営成立可能で、かつ、市の財政に過剰な負担を掛けない事業費により整備することができる見込みを示す。

2 検証・検討の結果

(1) 概算事業費について

- ① 基本計画時点(令和4年10月)の建築単価等を基準に、病院棟本体(約14,850㎡)の建築工事費を「75.8億円」と算定する。この額には液状化対策費用0.9億円を含む。
- ② 建築単価は511千円/㎡で、Bブロック検討案の際の(1年前・472千円/㎡)から約8%増高している。今後の発注・契約の段階までの動向に予断は許されないが、現状程度の推移であれば新病院の経営は成立可能で、かつ、市の財政に過剰な負担を掛けず整備することが可能である。
(8%:6億円+。病院の負担増:1千万円/年、市の負担増:5百万円/年)
- ③ ①に掲げた建築工事費「75.8億円」とは別に、周辺市街地内の市有地等を職員用駐車場に整備するための費用約1.0億円を見込む。
∴建築工事費(全体)を「76.8億円」と計画計上した。
- ④ ③の額は、昨年度Bブロック検討案の「67.0億円」より約10億円高いが、これは床面積の拡大による3.1億円、単価上昇による5.4億円、液状化対策による0.9億円等が加算されたためである。
- ⑤ B検討案との比較を適正に行うため、未算定であったが必須の立体駐車場整備費(5.8億円)を「67億円」にプラスし、さらに建築単価を現状511千円に統一するなどして補正した結果は「80.6億円」と、今回「76.8億円」の方が安価であることが確認できた。
- ⑥ ③で示した建築工事費の他に必要な費用(設計管理費、用地取得費、準備工事費、医療機器整備費、事務費等)を合わせた全事業については、今回「93.6億円」と算定した。B検討案の全事業費は「97.7億円」であったが、補正後は「102.2億円」となることから、比較すると、全体事業費でも今回の計画の方が「8.6億円」安価であった。
- ⑦ ⑥で掲げた全体事業費に、社資交等補助金収入額の増減を加味した全体事業費は、次のとおり、今回計画がB検討案を「1.5億円」上回る程度であることが確認され、今回計画の事業費が過大ではなく、合理性のある額であることが確認できた。

今回計画「93.2億円」

B検討案(補正後)「91.7億円」

(2) 収支見込について

- ① 開院6年目から経常損益は黒字に転換する見通しである。単年度資金余剰は、開院当初からプラスで、開院前を通じて累積資金余剰がマイナスになることは見込まれない。
- ② 繰入金は、一般会計実質負担分が年間2~2.9億円程度、交付税相当分は年間3億円程度と見込む。〔次頁へ〕

- ③ 医業収益のうち、入院診療収益は年間 2,174 百万円と見込む。これに係る病棟ごとの稼働率・診療単価は次のとおり。

急性期病棟(一般) 50 床 想定稼働率:85% @38,000 円/床・日

地域包括ケア病棟 49 床 想定稼働率:90% @37,000 円/床・日

回復期リハビリテーション病棟 50 床 想定稼働率:90% @37,000 円/床・日

維持期病棟(一般又は医療療養) 50 床 想定稼働率:95% @22,000 円/床・日

- ④ 外来診療収益は年間 736 百万円と見込む。総合体育館東側市有地の自動車交通の利便性の高さとともに、駅北口からのシャトル便、仮称デマンドワゴンの運転(以上の年間費用 17 百万円は費用化済)、コミュニティバスの最適化などを実施するほか、引き続き関係医療機関との外来医師派遣等の協力関係を維持することで、駅前と格差ない受診患者数が確保できると見込む。

3 検証・検討の方法・過程

今回の基本計画策定業務において、同支援業務を受託する一級建築士事務所及び医療コンサルタントにおいて試算等を行った。

関係資料

No.1: 「今年度(総合体育館東側市有地計画案)と昨年度(B ブロック検討案)の概算事業費比較」

No.2: 「収支計画概要」

No.3: 「病床数設定と入院診療収益の考え方」

No.1 ○ 今年度（総合体育館東側市有地計画面案）と昨年度（Bブロック検討案）の概算事業費比較

	R2 Aブロック (修正設計 *条件補正なし)	R3 Bブロック <昨年度>		R4 体育館東側 市有地 <今年度>	差	差	備考 説明欄 参照番号
	概算事業費	概算事業費【I】	条件補正後【I】	概算事業費【II】	【II】-【I】	【II】-【I】	
事業費	約 119.9 億円	約 97.7 億円	約 102.2 億円	約 93.6 億円	-約 4.1 億円	-約 8.6 億円	
建築工事費	約 85.0 億円	約 67.0 億円	約 80.6 億円	約 76.8 億円	約 9.8 億円	-約 3.8 億円	
病院棟(ピロティ駐車場含む)	約 78.1 億円	約 67.0 億円	約 74.8 億円	約 75.8 億円	約 8.8 億円	約 1.0 億円	①
連絡通路・立体駐車場	約 6.9 億円		約 5.8 億円	約 1.0 億円	約 1.0 億円	-約 4.8 億円	②
設計監理費(副産業務委託含む)	約 2.9 億円	約 3.4 億円	約 4.1 億円	約 4.2 億円	約 0.8 億円	約 0.1 億円	③
準備工事費(同設計監理含む)				約 0.7 億円	約 0.7 億円	約 0.7 億円	④
用地取得費	約 11.3 億円	約 4.5 億円	約 6.0 億円	約 0.1 億円	-約 4.4 億円	-約 5.9 億円	⑤
医療機器整備費	約 8.5 億円	約 9.9 億円	約 5.5 億円	約 5.5 億円	-約 4.4 億円		⑥
情報システム整備費	約 7.9 億円	約 7.9 億円	約 1.0 億円	約 1.0 億円	-約 6.9 億円		⑦
什器購入費	約 1.2 億円	約 1.0 億円	約 1.0 億円	約 1.0 億円			⑧
事務費等	約 2.7 億円	約 3.1 億円	約 3.1 億円	約 3.3 億円	約 0.2 億円	約 0.2 億円	⑨
移転費	約 0.4 億円	約 0.9 億円	約 0.9 億円	約 0.9 億円			
補助金	約 10.5 億円	約 10.5 億円	約 10.5 億円	約 0.4 億円	-約 10.1 億円	-約 10.1 億円	
事業費一補助金	約 109.4 億円	約 87.2 億円	約 91.7 億円	約 93.2 億円	約 6.0 億円	約 1.5 億円	

*今年度（総合体育館東側市有地）概算額、及び昨年度（Bブロック）概算額の条件補正方法等の説明

① m単価：今年度（総合体育館東側市有地）511千円、昨年度（Bブロック）472千円 ○ 床面積：今年度（総合体育館東側市有地）14,850㎡、昨年度（Bブロック）14,200㎡
 ・条件補正：504千円(511千円-7千円)*液状化対策費分)×14,850㎡で計算 *⑤0千円×1,800㎡×1.1-14,850㎡

② ・今年度（総合体育館東側市有地）：平面駐車場約150台程度の造成費等
 ・条件補正：150台程度の立体駐車場整備費4.8億円(2層3段@207千円/m×2300㎡(①15㎡×150台))、及び連絡通路整備費1.0億円(Aブロック設計)を追加

③ ・今年度（総合体育館東側市有地）：基本91,000千円、実施212,000千円、監理76,000千円、測量・調査(地盤・井水・汚染土)45,000千円
 ・条件補正：条件補正後の建築工事費を基準(3.4億円×80.6/67.0)

④ ・今年度（総合体育館東側市有地）：体育館屋外階段付替え、下水設備付替え、各々工事監理 66,000千円、各々設計 4,700千円

⑤ ・今年度（総合体育館東側市有地）：平面駐車場約60台程度分の用地取得費
 ・条件補正：150台程度の立体駐車場用地費を追加 (2層3段の敷地で約950㎡(2300㎡/3段=80%)×①155千円=1.5億円)

⑥ ・今年度（総合体育館東側市有地）：新病院での新規購入分のみ。
 ・条件補正：新病院での新規購入分のみ。

⑦ ・今年度（総合体育館東側市有地）：新病院に向けた新規購入分のみ。
 ・条件補正：新病院に向けた新規購入分のみ。

⑧ ・今年度（総合体育館東側市有地）：新病院に向けた新規購入分のみ。
 ・条件補正：新病院に向けた新規購入分のみ。

⑨ ・今年度（総合体育館東側市有地）：Aブロック計画分除いたR3以降
 ・条件補正：Aブロック計画分除いたR3以降(ただしR4分は除く)

No.3 病床数設定と入院診療収益の考え方

	急性期病床	維持期	地域包括ケア	回復期リハ	
野洲病院 データ	① 一日当たり患者数	-	35.8人	34.8人	急性期：手術の抑制や病床の減少などコロナ禍の影響が大きいためから同前の数値 地活・回リハ：最近（R2後半以降）
	② 平均在院日数	-	-	-	急性期：手術の抑制や病床の減少などコロナ禍の影響が大きいためから同前の数値
	③ 患者数	-	35.8人	34.8人	①と同じ
	④ うち転床患者数（維持期等へ）	-	-	-	維持期等への転床患者
設定（推定）	⑤ 平均在院日数（目標）	-	-	-	④により14日以内を目標
	⑥ 推定	45.0人	35.8人	34.8人	急性期：(③-④) × (⑤/②)
将来需要	⑦ 増減（1日当たり）	105%	6.2人	5.4人	急性期：野洲市人口ベースでの推計。 前疾病合計での増加率 地活・回リハ：野洲市人口ベースでの推計
	⑧ 再推定	47.0人	42.0人	40.2人	急性期・維持期：⑥×⑦ 地活・回リハ：⑥+⑦
病床稼働率	⑨ 見込み	85%	90%	90%	ベッドコントロールが可能な稼働率。 個室率の引上げにより高稼働率が可能化。
必要病床数	⑩ 計算	55床	46床	44床	⑧/⑨
	⑪ 改め	50床	49床	50床	
診療単価	⑫ 維持期を「療養」とした場合	38,000円/日・人	37,000円/日・人	37,000円/日・人	急性期・地活・回リハ：R4.1~8の実績 維持期：療養病床の平均的単価
入院収益（年）	⑬ 維持期を「療養」とした場合	589百万円	596百万円	608百万円	病床数×稼働率×診療単価×365日

検証・検討テーマ

「総合計画・都市計画マスタープラン・立地適正化計画等関連計画との整合性について」

1 検証・検討の目的

今後の新病院整備手続きを見込み、市の総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などの関係計画や野洲駅南口周辺整備構想との整合性を検証し、必要に応じた一部見直しを行う場合の手法やスケジュールを検討する。

2 検証・検討の結果

(1) 病院整備事業計画の策定・推進と、「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」の見直し検討を、統一した方針に基づいて同時に着手し、一部改訂等後の結果において全計画が整合している状態をめざす。

① スケジュール:

- ・令和 4 年度:各計画の課題整理や庁内調整、国・県との協議。
- ・令和 5 年度:各審議会等への諮問等。総合計画、続いて都市計画マスタープランの一部改訂。
:立地適正化計画の見直し(第一段階)
- ・令和 6 年度以降:立地適正化計画の見直し(第二段階～最終段階)

② 改訂検討の方向性:

・総合計画・都市計画マスタープラン:

土地利用構想、その他関連項目に関し、病院整備計画地周辺を「新たな地域拠点(中央拠点)」に包含することなどし、適切な都市機能の誘導のための市街地整備を中長期的に進める地域とすることを検討していく。

・立地適正化計画:

第一段階において「誘導施設」から「病院」を削除する。

第二段階においては、多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方にに基づき、病院整備計画地周辺を将来の市街化編入後の都市機能誘導区域に予定する第 3 拠点(任意拠点)として位置づけ、適切な都市機能を誘導するよう検討する。同時に駅前の「中心拠点」における誘導施設の再検討等を、「野洲駅南口周辺整備構想」の見直し議論とともに進める。

最終的段階として、当該の第 3 拠点の市街化編入を進め、併せて都市機能誘導区域に定めることをめざす。

(2) 野洲駅南口周辺整備構想について、新病院整備の事業化の機関決定を経て、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会を設置・開始し、市民・市議会の意見を踏まえながら、同構想の一部見直しを進めていく。

・スケジュール:

- ・令和 4 年度:野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の設置・開始
- ・令和 5 年度:市民による検討、同委員会による審議等
- ・令和 6 年度:事業開始

3 検証・検討の方法・過程

(1) 都市計画マスタープラン、立地適正化計画の一部改訂

- 5月 12 日、市都市計画課と新病院整備概要・スケジュールについて協議。各計画の改訂に向けた共通理解を図る。

- ii. 5月24日、都市マス・立地適正化計画の見直しについて滋賀県都市計画課・市都市計画課と協議。計画改訂の方向性について理解を得る。
- iii. 9月21日、関係計画の見直しについての3課協議。上記2に記した方向性を得る。

(2) 総合計画・野洲駅南口周辺整備構想の一部見直し

- i. 5月18日、市民病院整備特別委員会にて病院を駅前以外で整備することを提案。
- ii. 8月12日、市議会臨時会で病院事業設置条例が改正され、病院の設置場所を駅前Aブロックと定めた規定が削除される。
- iii. 9月21日、関係計画の見直しについての3課協議。記2に記した方向性を得る。
- iv. 10月17日、「野洲駅南口周辺整備基本構想検討委員会」の設置するべく、付属機関設置条例の一部改正条例を11月定例会に提案することが部長会議で決定される。

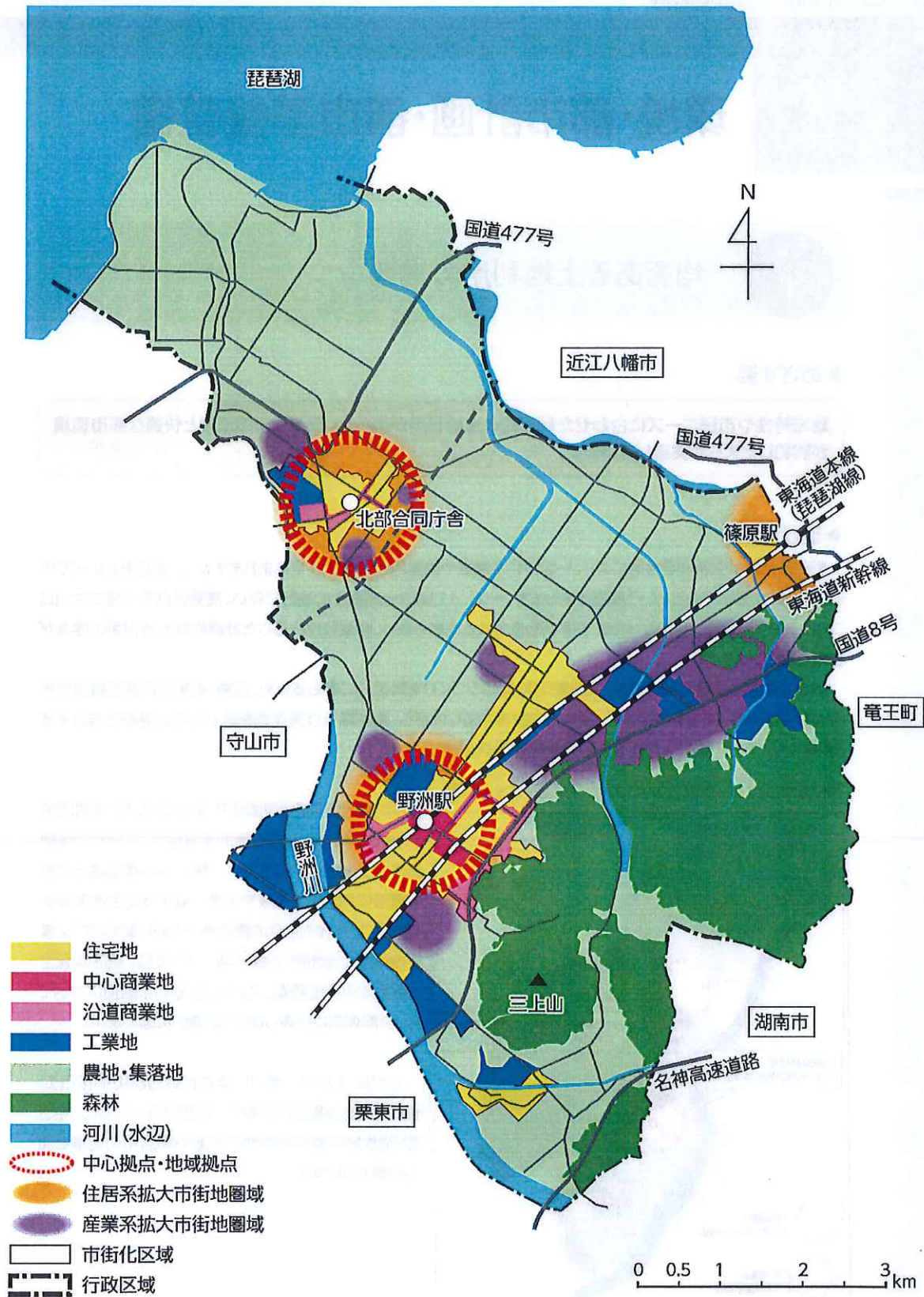
関係資料

No.1: 野洲市総合計画(抜粋)

No.2: 野洲市都市計画マスタープラン(抜粋)

No.3: 野洲市立地適正化計画(抜粋)

3 土地利用構想図



出典：野洲市総合計画 P22

分野
4

環境・都市計画・都市基盤整備

施策

1

均衡ある土地利用の推進

▶めざす姿

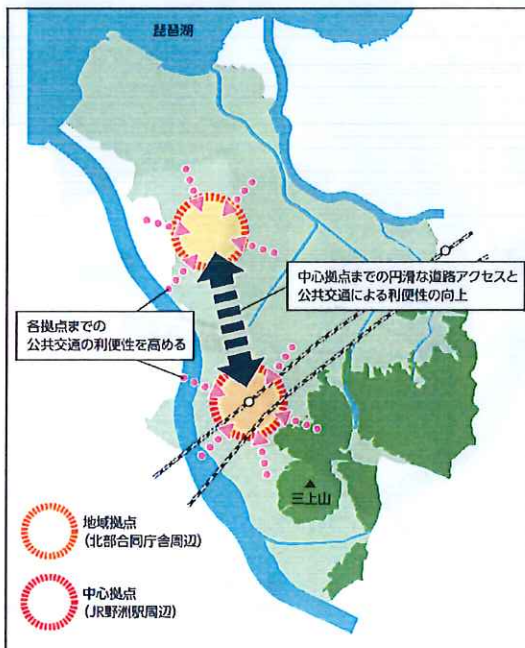
地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和したまちが実現しています。

▶現状・課題

野洲市は高い交通利便性等により、一定の住宅需要や事業用地の需要が見込まれますが、近隣他市と比べて市街化区域[※]が狭小であるという課題があります。一方、人口減少と高齢化の進行に伴い、高齢者世帯の増加や地域コミュニティの維持、地域活力の低下等が懸念される地域もあり、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進が必要となっています。

健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを計画的に進めるため、医療・商業等の都市機能や居住空間がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ[※]」の構築を図ります。

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」のイメージ図



中心拠点(JR野洲駅周辺)においては、低・未利用地の有効利用や土地の高度利用を図り、にぎわいを創出するとともに、人々が集い、憩い、楽しめるような都市機能の配置や、災害や犯罪に対する安全性を高めることで、市民の生活の質の向上を図ります。また、農用地を含む自然的土地利用については、適正な保全と適切な利用を図ることとし、土地利用転換については、自然環境に配慮しながら計画的に進めます。

空き家・空き地の増加による地域の防災・防犯上の懸念や、既存集落の空洞化が課題となっており、空き家・空き地の適切な管理の促進や利活用の促進を図る必要があります。

(資料)野洲市

都市骨格

▶▶▶▶ 広域連携軸

- 市民生活の行動範囲の広がりや交流人口の増加等から、京阪神地域はもとより、東海・北陸方面との広域的な連携軸として JR 琵琶湖線、国道 8 号を中心とする「広域連携軸」の充実を目指します。

▶▶▶▶▶▶ 都市間連携軸

- 周辺市町との連携強化に向けて、主要地方道大津能登川長浜線や都市計画道路大津湖南幹線などを中心として、「都市間連携軸」の充実を図ります。



暮らしの拠点とネットワーク



中心拠点 (JR 野洲駅周辺)

- JR 野洲駅周辺地域は、多くの人々が暮らし、訪れ、活動する地域であり、行政、教育文化、商業、医療、子育て、居住及びこれらが複合した機能の配置と更なる充実を図ります。



地域拠点 (北部合同庁舎周辺)

- 市域北部の中心地となっている吉地・西河原地区の市街地は、田園に囲まれたゆとりと自然豊かな趣のある居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実・強化を図ります。



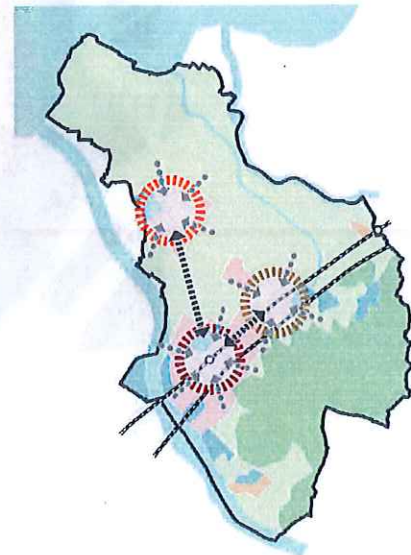
地域拠点 (新たな拠点)

- 市域のほぼ中央に位置し、住宅地が広がる祇王地域の市街地は、防災拠点、教育文化、医療、子育て等の公共施設が集積している生活利便機能とあわせて、住居、産業・商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を図りつつ、市域の中央地点として新たな拠点創造を目指します。



暮らしのネットワーク

- 各地域拠点から中心拠点へのアクセス性の向上をめざし、JR 野洲駅への円滑な道路アクセスと公共交通の利便性を高めます。
- 市街化調整区域の集落における暮らしを支えるため、各集落から近隣の拠点までの公共交通ネットワークの充実を図ります。



各拠点までの公共交通の利便性を高める



中心拠点までの円滑な道路アクセスと公共交通による利便性の向上

出典：野洲市都市計画マスタープラン P27

5) 目指すべき都市の骨格構造図



図 4.3 目指すべき都市の骨格構造図

出典：野洲市立地適正化計画 P61

(3) 誘導施設

誘導施設は、以下のように設定します。

表 5.5 誘導施設

都市機能分類		中心拠点	地域拠点
医療機能	病院	●	—
	診療所	○	○
行政機能	行政施設	○ (野洲市役所)	○ (北部合同庁舎)
子育て機能	子育て支援施設	●	●
教育文化機能	文化施設(文化ホール)	●	—
	図書館(分館等を含む)	●	●
商業機能	大規模小売店舗	●	●

●：魅力創出施設、○：都市機能維持施設、—：該当しない項目

表 5.6 誘導施設の定義

都市機能分類		定義
医療機能	病院	● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設
	診療所	● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設
行政機能	行政施設	● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 ● 地方自治法第155条第1項に規定される「支所又は出張所」のうち、野洲市市民サービスセンター条例第2条で規定される施設
子育て機能	子育て支援施設	● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設
教育文化機能	文化施設(文化ホール)	● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設
	図書館(分館等を含む)	● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設
商業機能	大規模小売店舗	● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等を含む)で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設

出典：野洲市立地適正化計画 P71

検証・検討テーマ 「駅前病院事業債の償還等について」

1 検証・検討の目的

体育館東側市有地での新病院整備の機関決定に伴って適債性が失せる駅前での病院に係る病院事業債(以下「駅前病院事業債」。元金合計額 1,174,000 千円。)の一括償還及び交付受入済みの社会資本整備総合交付金の返還並びに駅前市有地の所管替えの方法について明らかにする。

2 検証・検討の結果

(1) 現在までの借入内訳:

項目	借入年度	金額
土地	平成 29 年度 (図表 30 参照)	1,073,000 千円
A ブロック病院の実施設計	平成 30～令和 1 年度	91,600 千円
同上の修正設計	令和 2 年度	9,400 千円
計		1,174,000 千円

平成 29 年度:1,073,000 千円(用地取得費・地方公共団体金融機構)

平成 30 年度:91,600 千円(実施設計費・地方公共団体金融機構)

令和 2 年度:9,400 千円(修正設計費・京都中央信用金庫)(令和 4 年 9 月末現在残債 8,235,243 円)

(2) 駅前市有地の概要(面積・購入価格等)

	A ブロック	B ブロック	合計
面積	5,732.32 ㎡	3,612.69 ㎡	9,345.01 ㎡
算定価格	805,600,000 円	446,500,000 円	1,252,100,000 円
購入価格(端数切) a	804,248,861 円	445,751,139 円	1,250,000,000 円
うち事前取得済 b	0 円	124,950,584 円	124,950,584 円
差引き(a-b)	804,248,861 円	320,800,555 円	1,125,049,416 円
病院事業債	804,213,000 円	268,787,000 円	1,073,000,000 円
一般財源	35,861 円	555 円	36,416 円
社会資本交付金	0 円	52,013,000 円	52,013,000 円

(3) 一括償還・所管替えの方法

- i. 令和 5 年度中に駅前病院事業債を、病院事業会計から借入先に一括償還する。具体的な償還期日については、今後、借入先と協議して決定する。
- ii. 病院事業会計の普通財産となった駅前市有地を、一般会計へ所管換え(譲渡)し、一般会計の普通財産として管理する。所管換えの具体的な方法などについては、今後、庁内協議して決定する。
- iii. 一般会計は、次の各号の合計額を令和 5 年度中に、病院事業会計に支払う。支払の名目等については今後庁内調整を経て決定する。
 - ・駅前市有地の簿価額(償還元金の額)
 - ・支払済み利子のうち病院事業が医業収益等で負担した額(支払済み利子の 2 分の 1)
 - ・一括償還の際に借入先に支払った利子補償金の額

(4) 社会資本整備総合交付金の返還

上記(3) i. と並行して返還の手続きを行い、病院事業会計から令和 5 年度中に返還する。返還額相当額については、iii. の支払いと合わせ一般会計から病院事業会計に支払う。

3 検証・検討の方法・過程

- (1) 滋賀県_市町振興課・医療政策課協議:4/18、5/13、9/5。駅前病院事業債の一括償還の方法、体育館東側市有地における新病院整備に係る病院事業債の借入れ、総務省様式等について
- (2) 地方公共団体金融機構_融資部融資課:10/6。駅前病院事業債の一括償還の方法
- (3) 庁内協議:10/21。財政課、企画調整課、病院事務部総務課、地域医療政策課の4課。上記2(3)(4)の方向性について共通認識を行った。

関係資料

- No.1 地方公共団体金融機構『融資の手引き』(令和4年8月)
- No.2 地方公営企業法(第33条第2項)
- No.3 野洲市病院事業の設置等に関する条例(第11条)

4 繰上償還

繰上償還とは、借り入れた資金の全部又は一部を所定の期限前に繰り上げて償還することをいいます。機構には2種類の繰上償還があります。

(1) 当然繰上償還

借入金の用途状況等によって当然に繰り上げて償還するものです。「3 報告事項」(3)のうち、以下の事由に該当する場合は、当然繰上償還となります。

- | |
|--|
| <p>① 借入団体が借入金を目的外の用途に使用した場合</p> <p>② 取得財産等の処分行為に伴うもので、次のアからエまでに掲げる事項に該当する場合</p> <p>ア 取得財産等の処分行為が故意又は過失による非違行為等によるものであるとき</p> <p>イ 処分する取得財産等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により関係各省庁の長の承認を受けられない等の理由で、補助金の返還を伴うものであるとき</p> <p>ウ 処分する取得財産等の元利償還金の全部又は一部に、国による財政措置を講じることとされた地方債であるとき(当該財産を有償で譲渡する場合に限る。)</p> <p>エ 取得財産等の処分行為により機構資金の活用先として、相応しくない用途に供されることとなるとき</p> <p>③ 借入金が過大であると判明した場合</p> <p>④ 特に機構が繰上償還を求めた場合</p> |
|--|

なお、平成27年度同意・許可債以降の借入金が当然繰上償還となるときは、原則として、補償金(繰上償還に伴い機構が損失を受ける額)が必要になります。

ただし、次に掲げる場合については、補償金は求めません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度以前に同意・許可を得た地方債に係る借入金の繰上償還の場合 ・ 同意・許可前借入金及び短期借入金の繰上償還の場合 ・ 上記③「借入金が過大であると判明した場合」のうち、地方公共団体の責めに帰することができない事由*による繰上償還の場合 ・ 特に機構が認めた場合 |
|--|

*談合により違約金が入金された場合など。

(2) 任意繰上償還

借入団体が機構に対して補償金を支払うことを条件に、任意の時期に任意の額を繰り上げて償還するものです。

補償金の額

本来であれば借入団体が将来支払う予定の利息相当額（繰上償還日から最終償還日までの利息相当額）ですが、繰上償還された資金は、機構において新たな貸付資金等として運用することができます。

そのため、繰上償還額をそのまま貸し続けていけば得られるはずであった将来の元利金を機構における新たな運用を考慮して換算した額と繰上償還額との差が補償金の額となります。

電子申請・通知システム上で補償金の試算を簡単に行うことができますので活用してください（電子申請・通知システムについては118頁を、補償金の算定方法については131頁を参照。）。

補償金は金利動向により変動するため、繰上償還日の20日前まで補償金の正確な額は分かりません。予算策定にあたっては、補償金を試算した額ではなく、補償金の上限額である繰上償還予定額の将来利息相当分の金額を用いてください。

(3) 繰上償還の手続

① 繰上償還日

繰上償還日は、原則、9月20日、12月20日、3月20日（当該日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）です。当然繰上償還の場合、特別な事情がない限り、機構が当然繰上償還と判断した後、最初に到来する繰上償還日に行っていただきます。

なお、繰上償還日が9月20日または3月20日以外の場合は繰上償還額及び補償金に加えて繰上償還日までの利息（※）が必要となりますので注意してください。

今後の繰上償還日等は以下のとおりです。

繰上償還日	※利息計算日数	(参考) 事業変更等報告書 提出締切日
令和4年9月20日(火)	0日	令和4年7月20日(水)
令和4年12月20日(火)	91日	令和4年10月20日(木)
令和5年3月20日(月)	0日	令和5年1月20日(金)
令和5年9月20日(水)	0日	令和5年7月20日(木)

② 繰上償還承認申請書の提出

ア 当然繰上償還の場合

112頁の「3 報告事項」(3)に該当し、事業変更等報告書により報告した結果、機構から繰上償還確認通知書により繰上償還が必要との通知を受けた借入団体は、繰上償還承認申請書を作成し、機構から指示された期日までに提出してください。

イ 任意繰上償還の場合

機構に任意繰上償還の実施を希望する旨を電話で繰上償還日の2箇月前までにご連絡いただき、繰上償還月の前月初日（例：9月の繰上償還の場合は、8月1日）までに繰上償還承認申請書と予算書の写し（任意繰上償還額分の予算措置を確認できる頁）を提出してください。

③ 繰上償還に係る元利金の払込み

払込期日のおおむね10日前までに繰上償還通知書及び元利金等払込通知書を送付しますので、借入団体は指定された口座に元利金等払込通知書記載の金額を払込期日当日午前中に払い込んでください。

④ 繰上償還による借入金の内容変更等

借入金の一部を繰上償還した場合、後日、機構から残りの元金分の修正償還年次表を送付します。繰上償還を行った場合でも、償還期限は当初のまま、残存期間で償還することとなります。

借入金の全額を繰上償還した場合は、後日、完済証明書を送付又は借用証書を返還します（111頁参照）。

事業変更等報告書等、繰上償還に係る様式についてはホームページからダウンロードしてください。

No2

地方公営企業法（昭和 27 年 8 月 1 日 法律第 292 号）

（資産の取得、管理及び処分）

第三十三条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第二百三十八条の四第七項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

（昭四一法一二〇・昭四九法七一・平一八法五三・一部改正）

No3

野洲市病院事業の設置等に関する条例（平成 28 年 12 月 27 日 条例第 30 号）

第 11 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が 20,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（平 31 条例 11・旧第 5 条繰下）

